

令和4年第1回

森 町 議 会 会 議 録

1 2 月 会 議

令和4年第1回森町議会12月会議会議録（第1日目）

令和4年12月6日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 5時04分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 3号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 4号 森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 11 議案第 6号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 7号 森町選挙公報発行条例の制定について
- 13 議案第 8号 令和4年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 14 議案第 9号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 15 議案第10号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第11号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第12号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第13号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 19 議案第14号 令和4年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 20 議案第15号 令和4年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 21 請願第 1号 農業生産資材高騰対策対応に関する請願書について
- 22 意見書案第1号 国の支援を強め、必要な介護を受けられるように介護保険制度の改善を求める意見書

2 3 意見書案第 2 号 マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則
禁止」を撤回することを求める意見書

2 4 議員の派遣について

2 5 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長	1 6 番	野 村 洋 君	副議長	1 番	菊 地 康 博 君
	2 番	山 田 誠 君		3 番	佐々木 修 君
	4 番	高 橋 邦 雄 君		5 番	伊 藤 昇 君
	6 番	加 藤 進 君		8 番	東 隆 一 君
	9 番	河 野 文 彦 君		1 0 番	宮 本 秀 逸 君
	1 1 番	檀 上 美 緒 子 君		1 2 番	木 村 俊 広 君
	1 3 番	久 保 友 子 君		1 4 番	松 田 兼 宗 君
	1 5 番	斉 藤 優 香 君			

○欠席議員（1名）

7 番 堀 合 哲 哉 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総 務 課 参 事	東 克 宏 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野 友 章 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君

住民生活課長	阿部	泰之	君
子育て支援課長	野崎	博之	君
環境課長	川口	武正	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤	英樹	君
農林課技術長	濱野	真行	君
農林課参事	佐藤	司	君
水産課長	岩井	一桐	君
商工労働観光課長	奥山	太崇	君
建設課長	富原	尚史	君
建設課技術長	伊藤	正吾	君
砂原支所長	落合	浩昭	君
地域振興課長	干葉	正義	君
町民福祉課長	金丸	義樹	君
教育長	毛利	繁和	君
学校教育課長	坂田	明仁	君
学校教育課参事	河野	淳	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤	智裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村	忠公	君
給食センター長	藤嶋	希	君
さくらの園・園長	敦賀	靖之	君
病院事務長	安藤	仁	君
上下水道課長補佐	山田	徹	君
消防長	東谷	直樹	君
消防次長	松居	順一	君
消防署長	松田	光治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田	桐克	幸君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関	孝	憲君
庶務係	喜田	和子	君

総務係	水嶋篤市君
財政係	村井渉君
行革DX推進係	水口祐太君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 1 号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4 号 森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 7 議案第 6 号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 7 号 森町選挙公報発行条例の制定について
- 9 議案第 8 号 令和4年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 10 議案第 9 号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第10号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第11号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第12号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第13号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第14号 令和4年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第15号 令和4年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 請願第 1 号 農業生産資材高騰対策対応に関する請願書について
- 18 意見書案第1号 国の支援を強め、必要な介護を受けられるように介護保険制度の改善を求める意見書
- 19 意見書案第2号 マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則禁止」を撤回することを求める意見書
- 20 議員の派遣について
- 21 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和4年第1回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴を中止しているほか、飛沫拡散対策のため行政報告並びに一般質問及びこれに対する答弁を除き、基本として議案等の審議は全て自席において着席で行うこととしますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、河野文彦君、10番、宮本秀逸君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から12月7日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） おはようございます。令和4年森町議会12月会議の冒頭、貴重なお時間をお借りいたしまして、私から行政報告をさせていただきます。

9月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資

料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年は、全道的にも初雪が遅く、暖かで穏やかな気候が続いておりましたが、ここ数日は寒い日が続き、冬の訪れを実感しているところでもあります。

さて、9月18日に3年ぶりとなる森町さわらふるさとまつりが砂原漁港西側特設会場で開催されました。当日は、友好町である青森県外ヶ浜町の山崎町長、鈴木議長、石田権四郎ふるさとの会会長等が来町し、オープニングセレモニーでは山崎町長より8月の外ヶ浜町大雨災害支援に対する感謝の言葉が述べられ、その後お礼として来場された方々にお菓子を配布していただきました。山崎町長とは、私が町長に就任して以来、初めての顔合わせとなりました。短い時間ではありましたが、懇談では互いの町の取組や課題等話し合い、とても有意義な時間となりました。新型コロナウイルス感染症が流行して以降、両町の交流事業は中止せざるを得ない状況が続いておりますが、これからもさらに絆を深めるとともに、一刻も早い両町の交流再開を切に願っているところでもあります。

10月17日には、自治体関係者や地域住民等と交流し、地域の創意工夫あふれる取組を聞き、広く発信するなごみちカフェの一環として、鈴木直道知事が森町を訪れました。当日は、私をはじめ、町内に移住し、卒業論文の制作を進める武蔵野美術大学3人と空き店舗を活用して大通り商店街に開設されたヤマ・ウミBASEで懇談しました。懇談の中では、学生から森町への移住、拠点を開設するまでの経緯の説明があり、鈴木知事からは皆さんが人生の貴いときを森町で過ごすことで、町は間違いなく変わっている。これからも楽しみながら頑張ってもらいたいと激励の言葉を学生に贈っておりました。

さて、11月19日から21日にかけて3年ぶりの開催となった静岡県森町産業祭「もりもり2万人まつり&農協祭」の招待を受け、教育長、物産協会関係者と共に参加してまいりました。産業祭前日に開催していただいた歓迎会では、太田町長、村松副町長、中根議長ほか関係団体職員の皆様と初めてお会いし、親睦を深めさせていただきました。歓迎会冒頭には、長年にわたり友好町同士の交流に尽力してこられた静岡県森町の中田真一さんへ感謝状の贈呈もしてまいりました。祭り当日はあいにくの天気でしたが、朝からたくさんの方々が来場者で祭り会場を埋め尽くすほどの盛況ぶりでした。北海道森町の出展ブースでは、人気のベニザケはすぐに完売、焼きホタテも午後1時には完売となり、北海道森町の食を多くの方々にPRすることができました。また、その日は吉筋副議長が会長を務める森町ツアーリズム研究会が開発した静岡県森町のトウモロコシ、甘々娘と当町のバターのコラボ商品であるトウモロコシバターとトウモロコシスープの試食もさせていただきました。このバターとスープは、食品添加物を使用していないため、消費期限などクリアしなければならない課題がまだあるとのことでしたが、商品化された暁には販売を含め、北の森町からも発信していきたいと提案させていただきました。町長に就任して以来、初めての静岡県森町訪問となりましたが、友好町54年目を迎えた両町の絆を今後もさらに深めてまいりたいと一層感じたところです。

最後となりますが、東京で森町のご当地居酒屋、どさんこ酒場森町しげぞうを経営する

関連会社が新宿に1,000点の木彫り熊を並べた北海道レストランK I B O R I をオープンしました。森町からも、職員の寄贈や役場応接室の木彫り熊を貸与したところでもあります。オープン当日の11月30日には、野村議長と共に首都圏在住の森町出身者でつくる北海道森町ふるりの会の山形会長をはじめ、若山副会長、岩村幹事長と会食いたしました。コロナ禍のため、ここ数年は森町で総会を開催していないとのことでしたので、来年こそはぜひ森町に帰町していただきたいと思うところでもあります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や質問以外の発言に及ぶことのないよう、当局を含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

初めに、町内の道路整備について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

町内の道路整備について。町内には、未舗装道路が多数見受けられます。この種の道路は、車が交差できない幅の狭い道路なので、私道が多いものと思われます。現在町道全体で約250キロメートル以上のうち、約4割が未舗装となっております。町道に認定するには基準が定められており、原則幅員が6メートル以上なければ国からの交付金や起債事業の要件に該当しません。これでは、この先も幅員6メートル未満の道路は舗装になることはありません。用地処理の問題や財政面など様々な要因がありますが、国の交付金事業を基本としながら、財政負担を考慮し、町単独事業として実施すべきと考えます。今後道路の耐用年数を考えますと、随時道路整備事業に係る対応が求められます。事業実施の優先順位づけに基づいた計画的な推進をすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町道につきましては、ご質問のとおり全体で257キロメートルのうち、約4割の96キロメートルが未舗装道路であります。現在町で行っている道路事業は、橋梁長寿命化事業や除雪事業については国の道路メンテナンス補助金及び社会資本整備総合交付金をそれぞれ活用しながら、また補助事業の採択要件に該当しないものについては町単独事業として排水施設整備工事を実施しております。そのほか、道路の維持補修について、未舗装道路では

グレーダーやタイヤショベルによる路面修整、碎石の補充などを定期的に春と秋の年2回、緊急的な補修についてもその都度行っており、舗装道路につきましてはオーバーレイやパッチング、舗装の穴埋めのほか、側溝整備及び側溝清掃など多岐にわたっております。

今後の道路整備につきましては、多額の費用を要する事業ではありますが、財政負担を考慮しながら町道の未舗装路区間を中心に計画的な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

今町長の答弁の中で今後計画的な取組をするということで、町民にとってもすごくいい答弁が聞こえたと思います。町民からの要望としまして、私道や生活道路の整備を現在行われております。町民からは感謝の声があり、すごく高く評価されております。しかし、その一方で住居周辺の道路状況が悪いところに関しましては、やっぱり歩くのも大変だ、不便を感じる生活を余儀なくされている方も現実います。これは、例えば砂利の道路でありますと、穴ぼこかすごくあるところで住居を構えるという方は高齢の方も多いので、やっぱりその部分をきちっと調査しながら重点的に整備に取りかかっていたかかないと、転倒とかそういう危険なリスクも伴いますので、今後その部分もやっていかななくてはならないと思います。

ということは、町民が安心して暮らしを営むために環境整備が必要なのです。現状、この97キロメートルは町道がまだ舗装されていない部分だと思うのです。やっぱり私道になりますと砂利も多いと。そういうところの部分の整備も考えていかないと、ここが一番今住んでいる方にとっては少し重要な部分でもあるのかなと思います。客観的にその整備を進めるために必要だと考えますが、再度町長の見解を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

高橋議員おっしゃるとおり、私も町長就任してから、町道でありながらも舗装がされていなくて、俗に言う砂利道といいますか、そういったところがあって、町長、一体いつ…本当に議員おっしゃるとおり、お金の問題もあるのでしょうけれども、大体いつぐらいに舗装になるのですかねというようなお問合せというのは結構多くいただいております。

繰り返しの答弁にはなってしまうのですが、やはりいろいろな財政的な問題、そして用地買収ですとか、それと町全体としてのバランス等々を考慮しながら、やはりこれは計画的に行っていかなければならないところだなと考えております。

しっかりとその辺は地域の方々のご意見は引き続きお聞きしつつも、やはり高齢者の方

が歩くときに穴につまずいてけがをされたりですとか、大雨が降ったときに雨で削れてしまった道路等々のご連絡いただければ、早急に直す体制というのは取っていきたいと考えておりますので、これも申告していただかなければ気づけない部分というのはどうしても出てきてしまうのは大変申し訳ないのですけれども、その辺は情報収集等を含め整備、補修の体制も含めしっかりとやっていきたくて考えております。

そして、シドウというところは私道というところでよろしいでしょうか。

○4番（高橋邦雄君） はい。

○町長（岡嶋康輔君） 私道に関しましては、やはりなかなか公共の道路とは違っていて、それぞれ利用している方々の状況等々、基本的には私道というところを踏まえますと、やはりそこは先に、先にといいますか、公共の道路に関しての整備を進める中で、私道と公共の道路とは一線を引いて考えなければならない部分というのはどうしてもご理解いただかなければならないなというふうに考えています。しかしながら、通常の生活で利用していただいている道路という意味では、できることを検討しながら担当課のほうで情報収集も含めてご意見をお聞きしながら、生活というところの改善面でしっかりと対応していきけるように努めていきたくて考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（高橋邦雄君） 今私道のお話があったのですが、町道に関しては計画的にいろいろな面を考慮しながら環境を整えるのは必要だと思うのです。現在町の建設課にて砂利の道路ですか、私道、生活道路ですが、町民の要望に応じて対応しておりますが、森町全体ではかなりの広範囲であり、対応に大変苦慮されていることと思います。町民が安心して暮らしをできることが町として第一に考えなくてはならないことだと思っております。ですから、やはり私道、生活道路の舗装というよりも、先ほどもちょっとお話したのですが、やっぱり穴が掘れていたとか、そういう町民からの要望も確かにありますけれども、町としてどのような生活道路、私道になっているのかというのをまず捉えて、優先的ではないのですけれども、定期的にそこを見ていただいて、きちっと環境整備を整えることが必要だと考えております。ここの部分も踏まえて、要望ではなくて、きちっと把握しながら年間計画的にこういうように私道と生活道路の整備という形も視野に入れなくてはいけないと思うのですが、その部分、再度見解を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、限られた担当課の職員で町全体をカバーして回っているという現状もございますので、なかなかご要望にお応えし切れない部分もあるのかなと思っております。ところは正直なところ考えとしてございます。

計画にのっとなって、しっかりと地域住民の生活道路としてどんなような使われ方がされ

ているか、そこにどのような不便を感じているかというところも、これはやはりしっかりと把握しながら計画に盛り込んでいくべきだと思いますので、そちらのほうは引き続きしっかりとご意見をいただきながら、また議会議員の皆様が町民の方々からおっしゃられること等もしっかりと把握しながら保守整備に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町内の道路整備についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、健康なまちづくりを目指してについて、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、私は1点、質問させていただきます。

森町の人口においては、平成30年は1万5,610人、令和4年には1万4,239人と、1,371人、8.7%の減でございます。高齢化率は、75歳以上が平成30年は18%、令和4年は20.3%と比率が上がってきております。

町で行っている健康診査の受診率は、特定健康診査、国保18.2%、後期高齢者等は5.3%と非常に低い状況でございます。これは、会社等の労働安全衛生法に基づく検査も影響があると思われまじけれども、それにしても低過ぎる受診率と受け止めております。

65歳以上の介護保険料については、国は2024年度には保険料の増額の導入を見込んでおりまして、後期高齢者医療の保険料についても75歳以上の上限14万円を引き上げる見込みで、町民にとっては大変な負担となり、これらは医療費等の増が要因でございます。

2021年の日本人の平均寿命は、男性が81.47歳、女性は87.57歳でございます。高齢化社会を迎え、総合健診を行い、早期発見、早期治療を行い、活力ある生活をしていただき、健康な状態で生活できる健康寿命の町を実現すべきであると思っております。

町広報紙11月号では、出生者1名、亡くなった方が16名で高齢者の方が多い状況であり、病気等を排除するためには保健師さんたちの協力が必要とされます。各家庭を訪問指導して健康について理解を得、また町内会や関係課等と連携し、体育や文化等も取り入れて心身共に健康を育むことを目指して、人口減少に歯止めをかけるべきであります。

今後、行政、地域、家族でスクラムを組んで、健康長寿の町を目指そうではございませんか。町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

保健師による訪問指導は、出生後の乳児や虐待児童、心の健康相談など、訪問を必要としている世帯には全て実施しております。

また、町内会と連携した取組では、それぞれの町内会の要望に沿う形で、軽運動やレクリエーション、健康についての講話や料理教室などを実施してきております。あわせて、

学校や企業、団体などとも連携して、健康づくりに向けた各種の取組をこの間実施してきております。

今後も新たに策定した森町健康増進計画に基づき、地域、学校、企業、団体、行政が一体となるような取組を展開し、健康長寿のまちづくりを進めていく所存です。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 今各関係団体等々とやっているよというような町長の答弁でございますけれども、2021年の平均寿命は、男性が81.47、これで健康寿命が72.68歳になっているのです。ということは、8.79%、健康寿命でない方がいるという、男性ですね。女性が87.57が75.38歳、これ12.19歳減なのです。健康寿命でないということです。そういうことは、男性が10%、女性が14%、年齢が低くなっていると、健康寿命でないということでございます。その分、介護を必要としてきているわけです、今現在。

町長も実態分かっていると思うのですが、高齢者が増えてきているということでございますので、この健康寿命を確保するためには高齢期の備えが必要であるというふうに言われております。要するにフレイル、虚弱者ということの意味はありますが、加齢によって心身の活力または筋力、認知機能、それから社会とのつながりが低下してくる状態が示されているわけでございます。これらについて、やっぱり早期発見、早期予防、さっき保健師さんが町内会に行っていると言うけれども、要望があったから行くのではなくて、事前に提唱して行くということをしていかないと、これはなかなか収まらない話でございます。

やはり身体機能障がいになりますと要介護になってくるわけでございますから、そうなりますと活力ある生き生きした老後の生活を営むということが不可能になってくるわけです。やっぱり早期に対策を実践するという改善も可能と言われておりますけれども、総合的健診、または早期発見と予防によって要介護になる前にくさびを打つことが大事であるというふうに言われております。

そのためには、先ほど言ったように保健師さんたちの日々の指導等が必要不可欠であると私は思っております。保健師さんたちは、管内で七飯町、それから八雲町が13人おります。我が森町は12人おまして、管内で2番目です。それだけ保健師さんも多いわけです。ぜひこれからこれらを取り入れて、健康長寿の町を確保すべきであると私は思っておりますので、再度町長の考え方をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

健康寿命というところが非常に大切であると、その認識は私も同じく持っております。医療の発達といいますか、様々な薬ですとか治療方法がやはり近年非常に発達といいますか、最先端技術を用いると、延命といいますか、取りあえず入院はしているのですけれど

も、命をつなぐというところは非常に長期にわたってできる状況になっているとは思いますが、やはり生活をすると、そして人生において生活を充実したもので幸せを感じながら生き生きと生活するという中では、やはり健康であるということが非常に重要であると私も認識しております。

保健師がその役割を担う中で、非常に重要な位置づけにあるということも私は思っているところでございます。近年保健師が担う仕事の中で非常に多岐にわたって、様々な部署に幅広く配置して、様々な業務を行っていただかなければならない状況というのも実際問題出てきているところでございます。

その中で、行政としてどのように町民の皆様はその健康寿命をいかにして延ばしていただくか、そこは本当に検討して、担当課だけではなくて、町行政全体で考えていかなければならないところであると思います。その中の一つとして、議員おっしゃるとおり健診率の向上、勧奨というところも、これはやはり担当課だけではなくて、町全体で行っていかねばならないことだと思いますし、民間や各企業、各団体の皆様へのご理解というところも深めていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、このコロナ禍を経過して、本当に人と人のつながりですとか、人が集まってコミュニケーション、そして軽度な運動、イベントを行うことが制限されてきました。今後は、まだコロナの感染が広がっているところではありますが、ワクチン接種の向上ですとか治療薬が出てきたりですとか、そういった環境が変わる中で、しっかりと高齢者の皆様にも生き生きと活躍、活動していただけるようなイベント、心身共に幸せになっていただけるような、そういったイベントも先ほどの保健行政の仕組みと一緒にしっかりと構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 私は、町長、今ちらっと触れていましたけれども、町民の方々はやっぱり自分の健康は自分で守るという、そういう意識を持たせることが一番大事だと、そう思っております。やはりその辺が、今日本国の言われているのは、人生も100年時代に突入したわけです。それで、先ほど私何回も言っているように、病院とかそういう介護施設とか相当入って行って、長生きしても何ら人生の喜びとか楽しみとかって出てこない。そうでなくて、日常生活で、今町長触れていましたけれども、森町にも各部落に集会所がたくさんあるわけですから、そこに1週間に1回とか3回とか集まって、さっき町長言ったように料理でもイベントでも何でも、体育でもやらせて、やっぱり活力ある日々を送らせるというのが行政の責任だと私は思っています。町長も言ったように、行政全体で考えていきたいと言っているわけですから、各課共通して、プロジェクトまでいなくても、

そういう健康寿命をつくる町にするのだという、そういうプロジェクト的なものをつくって、行政総出で、総力でやっぱり森町の健康を守っていくというふうな姿勢をぜひ知らしめていただきたい。そうでないと、森町に住んでよかったなというふうな実感が出てこない。そういうことになりますので、お子様も兄弟、親戚も長生きしていただきたいなど、そういうふうなことはみんな同じだと思うのです。それが病院だとか介護だとかと行って伏せている状態では何も喜ばしくない。町長の行政報告でも100歳の祝金想定している。2件も3件も出ている。やっぱり自宅で楽しく生活できたよということで受け取るのは人間としての最高の喜びである。私は、いつも言っていますけれども、健康に勝る宝なしと、私はいつも言っているのです。これは、金で買えない。だから、ぜひ町長、行政の力でそういうふうなまちづくりに前進していただけるかなというふうに思っていますので、その辺どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当にどうやって幸せを感じていただけるか、そして健康でい続けたいなと思っていただけるかという、その価値を町民の方、高齢者の方に理解していただいて、どんどん表に出てきていただける方法をやはり町全体で考えていかなければならないなと思っております。

その中で、やはりコロナ禍というところで本当にできることは限られていたのですが、近年外から来る若者、行政報告でも先ほどお話しさせていただきましたが、武蔵野美術大学の学生さんたちもそうですし、今地域おこし協力隊で来ていただいている方もそうなのですが、本当に町民の方と触れ合いたい、町民の方とお話したい。町民の方に自分の持っているそういったスキルとか技術を活用して、幸せになってもらいたい。森町のために、幸せになってもらうために何かしたいと思ってきている若者が本当に今多く集まってきてもらっています。最近も地域おこし協力隊で来ていただいている原田さんという方が柔道整体師の資格を持っておりまして、高齢者の皆様……高齢者に限らなかったのかな、町民の皆様を対象とした健康の運動のイベントですとか、そういったものも行ってくださっています。本当に武蔵野美術大学の若者もそうですけれども、特に森町にお住まいの高齢者の方々といろんなお話をして森町の歴史を知って、森町の皆さんのためにいろんなことをしたいと思ってくれる方々もいっぱい来ておりますので、そういった方々のご協力も得ながら、今までにないような新たなイベントですとか、そういった体験事業といいますか、そういったこともしっかりと今後町民の皆様にお示ししていければなど考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 健康なまちづくりを目指してについてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、地域産業・経済の活性化対策等について、議席5番、伊藤昇君の質問を行います。

○5番（伊藤 昇君） それでは、一般質問させていただきます。

地域産業・経済の活性化対策等について。第2次森町総合開発振興計画にある計画の期間と構成の中で、基本構想、基本計画は振興計画に記載はありますが、実施計画は事業として3か年計画で具体的な進め方を示すものと考えます。町長は、これにより町政執行方針を策定し、町政を推進しているものと思います。そこで、以下お尋ねします。

1、町長が就任して以来、森町の産業、経済における活性化対策に対して、実施計画を基に予算編成をしていると思いますが、そこに各団体の意見、要望などどのように盛り込まれておりますか。話合いの場として意見交換会を実施して町政執行方針に反映させているものと考えますが、開催しておりますか、伺います。

また、新年度に向けた実施計画を策定するに当たり、産業、経済の現状を把握して、具体的に何が必要なのか問題を共有して効果的な事業の実施を行うことが肝要と考えますが、いかがでしょうか。

2としまして、以前は産業、経済のトップと行政側から町長をはじめ三役が出席をして、定期的におのおのの立場で意見を出し合い、森町の活性化に向けた会議がありましたが、町長は立ち上げる考えはありますでしょうか、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目についてですが、私が町長に就任して以来2年が過ぎ、この間第2次森町総合開発振興計画を基本とし、各分野の個別計画に基づき、重点施策や継続事業等を各年度の執行方針に掲げ、町政を執行してまいりました。計画に掲げる施策を推進していくに当たり、各課、各部署と懸案事項も含めたヒアリングを実施し、方向性を出すとともに、町内の経済団体や産業団体等より町政への要望書をいただいていることを受け、施策への実現へと進めているところであります。

また、近年町政への意見交換会としての開催とは至っておりませんが、各町内会や各団体等の集会や会合等へ可能な限り自ら出向き、その場をお借りし、ご意見やご要望をお受けする機会をいただいているところであります。先般も町長と各町内会との意見交換会を行うに当たり、広聴の場の申入れのご提案をさせていただいたところであります。

議員ご指摘のとおり、問題共有と必要とされる事業の実施につきましては、重要との認識の中、今後においても様々な場面でご意見を頂戴し、効果的な事業実施に向け社会情勢の変化等にも注視しつつ、町政執行に努めてまいります。

2点目についてですが、議員のご質問にある会議につきましては、森町産業・経済活性化協議会、森町産官サミットと認識しており、平成21年5月に協議会を発足し、森町と森

町議会、町内の経済団体、産業団体が地域活性化を図るため意見交換の場として会議が行われていたところでもあります。今後改めて会議の意義を再確認し、ここ数年コロナ禍により参集しての会議が減少していることも鑑み、活発な意見交換の場として検討が必要と感じているところでもあります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○5番（伊藤 昇君） それでは、再質問させていただきます。

まず、町長の公約ですとか執行方針ですとか、それからいろいろなもので意見を集約しながら予算に反映させているというようなお話でございましたけれども、まず公約で1次産業の補助を拡充して、町民主導で森町ブランドの育成を推進しますと、町長公約でこういうふうにお話しされているのです。

そこで、先ほどのお話の中で、その産官サミットなるものをまだこれからやっていきたいのだと。今までやっていないわけですね。もう新年度予算なんかも既に実施計画に盛り込まれてやるわけです。そういうところに反映をされていなくて、これからやりますよという話で、どういようなやり方をしていくのか。よそにもう反映されてこないではないですか。意見も聞いていないです。

それから、もう一つ言いますと、先ほど町内会というお話もありましたが、移動町長室という要綱ございますよね。これについても一度も行っていないわけです。その中身というのは、その町内会から要望があって初めて出ていくのだというようなお話ですけども、先ほどの町民をリーダーシップの下に牽引していきたいのだというようなお話があれば、町長自らそういう皆さんのほうにアクション起こして移動町長室いかがでしょうかとか、皆さんのご意見はどうなのだということを聞くことが重要だと私は思います。ただ受け身で、来たら要望書あるから、それを町政に反映させるのだと、そういうような考え方であれば、本当の生の意見、それから一度や二度だったら経済なり産業なんていうのは動いているわけです。その中で、四半期に1回ですとか、そういうところで共有しながらやっていかなければ、本当のまちづくりに私はならないのではないかと。本当に必要なものは何なのだろうというところを活性化に向けてやってほしいなど。もう一度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほども答弁でお話しさせていただいたのですが、町長就任後、本当にコロナ禍でなかなか集まるといことができない中でも、ある一定数、町長、集会に来て話聞いてくれとか話ししてくれとかというご要望がありまして、その都度出かけてお話しさせていただきました。その中で移動町長室という要綱があって、それを以前から実施してきていたという話も承知しております。その中で、やはり仕組みとして要望があれば移動町長室、

出かけてやると、そういう仕組みになっています。

しかしながら、このコロナ禍でなかなか、要望を下さいと言っても、要望なんて出てく
るわけがないなと私は思ったのです。なので、各町内会に対しまして、当然人を集めると
いう行為の主体が町内会になりますので、そこは結構熟慮していただかなければならない
部分はあったのかもしれないのですけれども、移動町長室とはまたちょっと砕けた感じと
いいですか、もうちょっとやりやすいような仕組みにして、仕組みにしてというか、仕組
みをはがちがちに縛らないで、まずは行きますからと。私と副町長と、必要であれば各担当
課も連れて行きますので、ざっくばらんいろんなお話をまずは聞かせていただきたいと、
そのようなご案内を各町内会ごとに出させていただきます。

しかしながら、先ほど伊藤議員、受け身とおっしゃいましたが、やはり受け身と捉えら
れてしまったのかなと。やっぱり来てくれと言わなければ来てくれないのかなというふう
に思われていた部分もあったのかもしれないと思うのです。ですから、その点はもうちょ
っと直接、今大分コロナの状況も変わってきましたので、しっかりとその辺は投げかけな
がら、各町内会単位ならず、それぞれの産業の団体ですとか、そういったものに働きかけ
ながら積極的に意見を聞く場というものに参加したいと思っています。

それが目的とした会合ではないのですけれども、様々な集まりの中の懇談の場ですとか、
そういったところも活用して、できる限り私だけではなく、先日もとある団体の総会の場
でしたか、私と副町長と一緒に出向きまして、ふだんであれば町長だけが呼ばれるという
場合も多々あるのですけれども、私と副町長と一緒に行って、懇親の場、そして最後まで
皆さんとお話しして、いろんな話を聞かせていただいたりですとか、このコロナ禍ではあ
りますけれども、できる限りいろんなことはさせていただきます。

今後もしっかりと、まだまだこれで十分だとは思っていませんので、実施して様々な意
見を聞かせていただきたいと思っております。そして、当然要望書だけで事足りると思
っておりませんので、その辺はしっかりと意見集約、当然聞くだけではなくて、私からの
話も聞いていただいて、議員の皆様とまずはというところもあるのですけれども、町民の
皆様と直接町長が抱えている課題感というものも共有して、お互い何ができるのかという、
そういう意識醸成もしっかりと含めて行っていければいいのかなと考えております。

本当に何でもかんでもコロナのせいにしてしまえばそれまでなのですけれども、しっか
りと今年、来年に向けてそういう懇談の場つくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（伊藤 昇君） それでは、まず執行方針とか農業分野で農産物の特産品を開発し
て支援をスタートさせるのだというようなことも書いています。それから、水産のほうに

おきますと、青年部や女性部の魅力のある漁業の発信、研究に努めて、そういうものに応援していきたいのだと。商工業に関しましては、経済情勢を注視して必要な支援策を講じてまいります。特産品の開発、販路の拡大に向けて国、道とも連携して商工業の振興や森町知名度向上へつなげてまいりますと、こういうように書いているのです。

そこで、私の最初の次第の実施計画の3か年計画、これというのは公表されていないのです。予算にも出てこないし、議会にも出てこない。だけれども、あるはずなのです。みんなヒアリングしているはずですね、町長。各課の3か年計画、事業計画ですね。そういうものが出てくれば、議会のほうにもと言うけれども、今年度なくても3か年計画出ていれば事業計画というものがあるわけです。そこで私どもは質問できるのです、こういうこと考えられているのですねということで。だけれども、こういうものが出てこない。ずっとないのです。以前はありました。どうして出さないのでしょうか。私、不思議で仕方ない。基本構想あって、基本計画あって、実施計画あるのです。書いているのです。実施計画の3か年計画で事業をどういうふうにしていくのだということがなかったら、ボトムアップしていかないではないですか。そういう計画を出さないで、後からその都度その都度出してこられて計画せいと言われても、なかなか理解できないと私は思います。そのためにも、その実施計画をつくるに当たって、各団体ですとか、そういうところの何が問題なのだろう、何が必要なのだろうというところをやはりお話をしながら、そういう政策に反映させるというのが必要だと私は思います。もう一回お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私が公約で掲げました、先ほど議員おっしゃる地域の産品を作ったりですとか森町のブランドを発信するですとか、農業、漁業、林業も含む1次産業のさらなる振興という部分では、現時点では様々な意見を聞き、聴取している段階であるのかなというふうに考えております。

その中で、やはり現段階でやらなければならないのは、様々な国や北海道などの大きなそういった流れ、現在でいうところのカーボンニュートラルですとか、デジタル・トランスフォーメーションもそうですけれども、その中で大きな流れの変化の中にどうやって森町がのっかっていくのかなというところを非常に私重視しております。その中で3か年計画というものを、しっかりとそれにのっとったもので計画して策定して今後お出ししていけるのかなと考えておりますので、その辺はしっかりと議会のほうにもお示ししていきたいなと考えております。

そして、これも繰り返しの答弁にはなってしまうのですがけれども、なかなか様々な、今年10月で町長就任して2年になるのですがけれども、様々な方からいろんなご意見をお聞かせいただいております。その中で、本当になかなか町が前進でいきたいというその方向性

と、町民の方々が課題に思っていてうまくいっていない部分を解決してほしいと。その両方の側面をしっかりとすり合わせながらやっていかなければならないというところもございます。その中で、過去からずっと継続して課題として残っているようなこともまだまだ解決していかなければならないですし、その辺もしっかりと解決しながら、しかるべきときにしっかりと3か年計画をお出ししてご提示していければと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地域産業・経済の活性化対策等についてを終わります。

以上で議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、補聴器購入支援制度の創設について、脱炭素先行地域としての取組について、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、補聴器購入支援制度の創設についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、1問目、補聴器購入支援制度の創設について。

今年の森町議会6月会議において全議員の賛成で、補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴者（児）への支援拡充を求める意見書を採択し、国会等への関係先へ送っています。しかし、いまだ障害者総合支援法の身体障害程度等級2から6級に該当する場合は、補聴器の補装具費支給制度の対象となっていますが、軽度や中程度の難聴では対象になっていません。

特に子供にとって聞こえは発達、学習に大きな影響があり、成人にとっては仕事や社会生活に支障を来すことがあり、高齢者にとっては認知症につながるとも言われています。加齢性難聴は、65歳を過ぎると男性では4割、女性では3割、70代では約半数が該当するという報告や、難聴や認知症の危険因子に上げられているなど、高齢者にとって大変身近な問題と言えます。さらに、今はコロナ感染予防のためのマスク着用で、口の動きが見えないばかりか、声が聞き取りにくい状況が続いています。

WHOでは、普通の会話が聞き取りにくいという41デシベル、中程度の難聴で補聴器をつけることを推奨しています。

こうした中、補装具費支給制度の対象外となっている軽、中程度の難聴者や子供たちへの補助制度を自治体独自に実施しているところが道内でも幾つもあります。森町でも支援対象外となっている方々への補聴器購入支援制度を創設することに対する町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

軽、中程度の難聴者、難聴児への自治体独自の補助制度の導入につきましては、道内でも年々増加しており、特に18歳未満の難聴児に対する補助制度を整備している自治体が増加してきていると認識しており、渡島管内では2つの自治体が実施しております。

当町では、過去5年間、対象となる方からの相談はございませんでしたが、近隣自治体の動向を注視しつつ、効果や課題、必要性について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 今大変いい回答というか、うれしい回答があったのですけれども、検討したいということで、ぜひ検討だけではなくて、早期に実現するという方向で進めていただければと思います。

特に高齢者だけではなくて、去年、おとしです、新生児の難聴を検査する制度を一般質問でされた議員がいらっしゃるのですけれども、それを受けて、即その検査を全額町が保障するというような形で助成制度事業を発足させています。そういうようなことも含めまして、ぜひきちんとした難聴に対する手だてというのを、検査も含めてやれるようになればいいかなというふうに思っています。だから、できれば健診なんかでも聴力の検査が入るようになっていけばいいのかなというふうなことも思っているわけなのですけれども、とりわけ年齢を区切るのではなくて、テレビの音量が高くなってきたとか、そういう日常的に家族の中で気がつかれる場合もありますし、ご自身でも聞きづらいというようなことも含めて、もちろん専門医にかかって聴力を測定されて、はっきり診断される場合もあるのですけれども、そういうような状況も含めて、とにかく希望があったら、できるだけ多くの人たちの実態に即して、要望に即して、補助制度をできるだけ早く実施することが必要なというふうに思っています。

今町長の答弁の中にもありましたけれども、自治体によってはいろいろ金額だとか割合だとか、または程度の状況だとかによって補助制度の仕組みが変わってきています。非課税は全額だけれども、課税世帯は半分だとかということも含めて、いろんな形での補助制度というのは、自治体の財源だとか状況によっても様々かとは思いますが、かなり補聴器の場合はいいものをつけたほうがいいという話を聞かされたのですけれども、やっぱりそれにはかなりの金額がかかると。安いものであれば、いわゆる集音器みたいな形で1万円しないであるものもあるらしいのですけれども、やっぱりきちんとした補聴器としてやるとすれば、アフターケアも含めてそれなりの性能のあるものを購入するような、できるような体制をぜひとも早期に検討して実施していただければなと思っています。そういう点で、幅の問題、程度の問題なんかも含めて、検討するに当たっての考え方があれば、もう少し具体的に回答いただければと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

補聴器に対する補助というところでご質問いただきまして、いろいろなお考えをお示し

いただきました。行政といたしましても、高齢者の難聴の方、難聴児と言われるお子様で難聴を持っておられる方、それぞれに考えなければならない要素といたしますか、単純に補聴器を買うからお金がかかる。それに対して補助をとるところよりかは、やはりそういったお子様を抱えているご家庭の子育て世代への支援の一つ、高齢者でいうのであれば、先ほど同僚議員の方からのご質問の中でお答えさせていただきましたが、高齢者の方が日々の生活の中で生きがいですとか、様々な活動の中でそういった生活支援というところの位置づけといたしますか、要素として検討していかなければならないのかなというふうにも考えております。

まずは、総合的に、過去の実績からして、ひとまずはご相談といたしますか、そういったこともございませんでしたので、どのような部分からニーズがあるかといいますか、そういったところの調査も含めまして、総合的に様々な部分を検討して、まずは進めさせていただきたいというところでご理解はいただきたいと考えております。

近年、補聴器といたしましても、本当に様々なものがあるのかなとも思っておりますので、そういった点も含めまして調査しなければならないことはいっぱいあると思いますので、しっかりとその中で調査検討させて進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 今具体的な部分で、補聴器ということに限定しないようなお話だったのですけれども、私はやっぱりこれはきちんと限定した上での補助制度を設立すべきだというふうに思っているのです。一般的な子育てだとか高齢者の支援とかということではなくて、先ほど言いましたようにそれぞれの年代によって難聴がもたらす影響というのは様々な部分がありますので、ですからやっぱり難聴という生活にとって非常に不便を感じておられる方々に対する補助制度ということですので、補聴器購入に当たっての補助をきちんとした制度化するという方向で検討すべきことではないかなというふうに思うのですが、その辺り1点だけお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

すみません。分かりづらい表現だったのかなと思ひまして、再度答弁させていただきます。

総合的に考えるというところで、様々な要素を取り入れながら検討していかなければならないなというところで、子育てという言葉ですとか高齢者というところのお話をさせていただきました。

議員おっしゃるとおり、難聴を持っている方にとっては、どの年代にとってみても、様々な不便もあると思いますし、そういった面ではその部分を省いての検討という意味ではございませんので、ご理解いただければなと思います。改めて総合的に様々な部分を検討して進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 補聴器購入支援制度の創設についてを終わります。

次に、脱炭素先行地域としての取組についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、2問目お願いいたします。

脱炭素先行地域としての取組について。先月、温室効果ガスの削減に意欲的に取り組むモデル地域、脱炭素先行地域の今年の第2弾として、全国50地域から応募のあった中から選定された20地域に道内として札幌と奥尻が決まったと報じられました。

政府は、昨年、2030年までに脱炭素先行地域100か所を目指す地域脱炭素ロードマップ案を示し、今年の1月に第1回の公募をして全国から79件応募で26件選定、そのうち北海道は石狩、上士幌、鹿追の3つですが、7月に2回目の公募があり、奥尻が札幌と並んで選定されました。

また、先月、COP27がエジプトで開催され、地球温暖化で引き起こされた豪雨や干ばつなどによる損失と被害の深刻さと支援が議論され、2030年までの温室効果ガスの排出削減、気温上昇を1.5度に抑える努力目標が明記されています。

森町では、道内先駆けて2年前の2020年、令和2年に森町気候非常事態宣言をしています。その中では、①、森町地球温暖化対策実行計画の下、クリーンな住環境の提供、②、森林管理で温室効果ガスの排出抑制や循環型森林経営、森・川・海の良質な自然環境保護、③、二酸化炭素排出削減のためごみの減量化、再利用、再資源化の推進、④、地域資源活用で再生可能な地域新エネルギーの利用促進をうたっています。地域資源として地熱発電所があり、太陽光発電の普及もあり、今公共施設として保育所と役場庁舎等の建設計画もあります。

こうした状況下から、とりわけ気候非常事態宣言を先駆けてした町として、脱炭素先行地域として取り組むときだと思えます。脱炭素先行地域の公募は年2回程度で、2025年度まで実施、原則事業費の3分の2の交付率と聞いています。

町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

脱炭素先行地域におきましては、2050年、カーボンニュートラルに向け電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロの出現を目指し、地方自治体を中心となり、地元企業等と連携を図りながら地域の特性等に応じて脱炭素に先行的な取組を実施する地域を環境省が選定する制度と認識しております。

さらに、脱炭素先行地域として選定されることによって、事業実施の際に一定条件の下、推進交付金を受けられる制度もあることは大変優位と感じているところであります。

そして、議員のご質問にありますように、当町は気候非常事態を宣言し、関係する部署で地球温暖化に対する取組を行っているところであり、森町地球温暖化対策実行計画を基にし、今後もさらにCO₂の吸収源である森林の整備やブルーカーボン活用への期待、そして再生可能エネルギーの導入等を進めていくことで、来年度以降にゼロカーボンシティー宣言も視野に入れていくところであります。

先ほども申し上げましたが、脱炭素先行地域の優位を感じつつも、今まきに行っている様々な対策を増強し、国、北海道からの情報を的確に捉え、脱炭素に対する取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 今森では、それこそ地球温暖化対策実行計画というのと地域新エネルギービジョンというのがありまして、それに基づいて今町長お話しされたようにゼロカーボンを目指してということの取組がそれなりになされているかとは思いますが、宣言の中にも載ってきているのですけれども、実際にこの地球温暖化対策実行計画というのは庁舎内というか、役場の中の、いわば事務だとか事業に関わって、どれだけCO₂を出さないでやっていくかというような取組であって、毎年その結果が報告はされているわけですが、これも2021年、去年で一応終わることになっていて、新しくまた計画がつけられるのだろうとは思いますが、私は命題な、地球温暖化対策実行計画というし、宣言の中にもあるから、すごく対極に立った脱炭素というか、CO₂削減の取組をうたっているのかなと思っていたら、調べて、ちょっとがっかりしたのですけれども、それよりは地域新エネルギービジョンというほうが、いわばそれこそもっと大きな脱炭素に向けた町としての取組を明確に打ち出している計画かなというふうに思っていたのです。しかしながら、こちら前期、後期という形で計画の中間報告もされてはいるのですけれども、実際問題として取り組まれていないという項目が結構あるのです。そういう状況の中で、いろいろ取り組まれているということでお話はあったのですけれども、前にも宣言をした後にもっと具体的に取り組む必要性だとか、標柱みたいな形で宣言を明確に打ち出したらどうかという質問をされた議員もいらしたわけですが、なかなか具体的な、この脱炭素に向けた森として、また町民ぐるみの取組というのがなかなか見えてきていないというのが今の森の実態ではないかなというふうに思っています。

先ほど言ったように、私が新聞で、すごく勉強不足であれだったのですけれども、この脱炭素先行地域ということを知ったのは、道新の奥尻の記事が結構大きく出たのです。これを見て、ええっと、こんないい制度があったのだというので調べ始めたのですけれども、これを見たときに、奥尻という地理的な島という、その中で独自の電源というか、それを確保する必要性というのが、森なんかから比べてもすごく大きいのは分かるのですけれども、この状況を見たときに森でできないことはないだろうと思うようなくらいの、地熱も含めてあって、やっぱり脱炭素を明確に町民に打ち出す上では、この先行地域に立候補するくらいの意気込みで取り組んでいくと。そして、町民の皆さんにも協力を呼びかけていくという具体的な取組をやっぱりするべきときではないかと思ったのです。

そして、最初にも言ったように、保育所と役場庁舎の、もう新築計画が具体化されようとしているわけですから、そこにおいて新しい建物を造るときにこの脱炭素というか、CO₂を出さない形での建物を造っていくのだというような姿勢をやっぱり明確に打ち出し

ていくということも非常に必要なことではないかなと思っているのです。だから、もっと私がこれを早く知っていたら、今回の汚泥処理センターの部分も含めて、特にそれこそ汚泥処理センターであれば熱源がすごく重要になってくるわけですから、そういうようなことも含めて考えた設計というか、建設というのをすべきだったのだろうなというのはすごく悔やんではいるのですけれども、特に今言ったように、だから保育所や役場建設ということも含めて、これにチャレンジして脱炭素をアピールしていくと。そして、非常事態宣言も出している町として積極的に取り組んでいくという姿勢を打ち出す上で、ぜひとも具体化を検討すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

脱炭素先行地域における選定されますと、交付金の措置を受けられて、3分の2国からお金をいただくと。非常に優位的でありますし、どのように利用するかによっては本当に様々な施策を打っていけるのかなと考えております。

カーボンニュートラルに関しましては、まだまだこれからやらなければならない部分。何をやらなければならないかといいますと、まず初めに公共施設ですとか公共側はやって当たり前、できて当たり前、できていて当たり前だと言われるくらいのレベルで様々なことを検討、実施していかなければならないと思います。その中で、CO₂の排出削減、カーボンニュートラルもそうなのですけれども、そういったものをどうやって町民の企業の皆様に落とし込んでいくかというのが本当に大事だと私は思っています。

このカーボンニュートラル、ゼロカーボンシティ宣言も含めまして、国がもう2050年までに明確に目標を定めています。世界的な流れもゼロカーボンに向けて突き進んでいる状況下で一番危惧しなければならないのは、そのゼロカーボンに向けた大きな流れが今後この森町の産業、1次産業も含めて多くの産業のおもしろですとか足かせにならないように、今から様々な皆様に意識醸成を図っていかなければならない、それが一番大事だと現時点では思っています。交付金を受けて、様々な事業を行えるという利点もあるのですけれども、例えば熱源があって発電施設があって、それを水素に変えて、水素を新たな燃料に変えて、それを町内で循環させるですとか、いろんなやり方というものもあると思うのですけれども、初めに設備投資ありきの計画ですと、なかなかこの大きな流れの中で変な方向に行ってしまうのも正直私は懸念として思っています。ですので、まず大規模なそういった設備投資というものは、行政がこれから様々な更新等々を含めて行っていくときに、しっかりと含めつつ、排出削減もそうですけれども、CO₂の吸収のほうもしっかりと産業とひもづけて産業の施策の一つとして、産業の魅力の一つとしてやっていくことが非常に大事であると思っています。水産でいいますとブルーカーボン、森林でいいますとグリーンカーボンといいますが、森林環境譲与税ですとか、新たな財源もどんどん使いやすくなってきておりますので、しっかりとそのようなものを活用しつつ、町民の皆様への意識醸成、役場が先端となって脱炭素の設備投資を行って示していくと、そのようなことも含めて来年度以降ゼロカーボンシティ宣言を出させていただきたいと考えております。

私も計画を見ますと、計画といいますか、脱炭素先行地域における様々な計画を見ますと、本当に大規模な町ぐるみ、町を挙げての様々な事業が計画されています。行く行くは、そのような町全体で、町だけではなくて、北海道、そして日本に貢献できるような脱炭素先行地域になれるように、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 来年度にゼロカーボン宣言を目指すというくらいであれば、私はそれと同時にやっぱりもっと積極的に取り組んでいける。先ほどから言っているように、全然触れられないのが残念なのですが、保育所とか役場庁舎の建設がもうスケジュール的に上がってきているわけですね。特に保育所については、設計図も4案ぐらい出されているわけなのですが、そういう中でそれこそ省エネの観点というか、CO₂削減の観点で、例えば太陽光のソーラーシステムでやるのだとか、そういうような展望も含めて私は明確にしてほしいなというのがあるのですが、その辺りについて、先行地域にやるつもりがないのかも分からないのですが、もしなくても、最低限でも新たな庁舎建設や保育園建設に関わっては、そのくらいの姿勢というか、設備をゼロカーボン目指した建築物にしていくというくらいの姿勢はぜひ持ってほしいと思うのですが、その辺りがまず1点です。

それと、企業云々とかとあれなのですが、大規模設備投資云々とかというのですが、今言ったようにまずは2つの部分については大きな事業をやろうというふうに決めているわけですから、もうそれありきなのです、まずそこは。そのほかに、地熱発電とかというのは完全に北電の濁川のあれですから、町とやっぱり北電との連携というのは今以上の取組が必要になってくるだろうと思っているのです。せんだって鹿部町の庁舎、新しくなったということで議会で見学計画していただいたので、行ってきたのですが、すぐそばで温泉が発掘されているのです。あんな山の上ですごいなと思ったのですが、庁舎のすぐ横で温泉熱が出るというようなことで、それを利用して庁舎内の暖房も、融雪というか、周りの駐車場なんかも含めて、そういうところの熱源も温泉熱でやっているというのを見させてもらってきたのですが、そういうような形で、それこそもしあれだったら地熱開発の北電との連携の中で濁川地区にもっと、それこそ地熱を利用した何かをやっていく。もちろん今ビニールハウスでは活用されているわけなのですが、もっと積極的な取組というの也被考えられるだろうというふうに思うのです。ですから、やっぱり一つの契機をつくったところで前向きに1つでも2つでも出発させていくという積極的な取組、具体的な取組というのが必要ではないかなというふうに思っているのです。特にさっきから言いましたように、保育所や役場庁舎の建設に当たって、その脱炭素との関わりの中で建設に関わっての考えがあれば、ぜひともそれは明らかにしてほしいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

役場、公民館複合等の庁舎、そして保育所などの建設に関しまして、個別の事案で具体的に今この場でこういったものというのはまだお示しはできないのですけれども、先ほども答弁させていただきまして、これから建てる、もしくは整備されるものに関しましては、ゼロカーボンシティ宣言もいたしますし、必ず要素というのを取り入れていかなければならないと思っています。やはりこのエネルギーを自前で生んで、活用していく。余ったエネルギーは様々なものに変換して、地域の皆さんですとか産業に活用していく。そういった仕組みというのは、本当にやらなければならないと思っています。公共に関しては、先ほど答弁させていただきまして、できていて当たり前、やっていかなければならないと、そのように考えておりますので、現時点ではそのようにまずはご理解いただければと思います。

そして、北電様の地熱発電所のお話も今出ましたけれども、脱炭素先行地域に関しましては、まさに民生部門とのやり取りといいますか、民生部門での排出量削減というのが主たる目標といいますか、そういったものに定められておりますので、勝手にやっていくところではないのですけれども、まずはやはり必要なのは民間の事業者、そして町民の皆様を意識醸成を図っていく、そこがまず第一歩であるなと思っています。その中で、森町はゼロカーボンシティ宣言を柱として様々なことを行っていくという意思表示を表した先に、そういった脱炭素先行地域の民間の投資ですとか企業誘致が生まれていくのかなというふうに考えております。

私、町長になりましてからも、何件か森町で発電事業をやるにはどういうふうな課題がありますかねというようなご相談もいただいております。発電事業者さんからしますと、やっぱり地域での理解、環境アセスメントというところもしっかり取って、合意形成を図った上で発電事業が行われるという流れもございます。そういった意味でも、町民の皆様、企業の皆様にゼロカーボンシティ宣言を町で発するということがどういうことになるのか。将来的にこれをしっかり今やっていかなければ、どういうことになる可能性があるのかということも含めてしっかりとご説明させていただいた中で、活用させていただけるのであれば脱炭素先行地域の交付金等々を活用できるような流れに持っていければなというふうに考えておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 脱炭素先行地域としての取組についてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、オニウシ公園及び道の駅YOU・遊・もりの再開発について、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

オニウシ公園及び道の駅YOU・遊・もりの再開発について。令和3年9月の会議で同じ質問をいたしました。そのときの回答では、その辺の整備はちょっと前向きにどういものがいいか、当然町内の方々の意見、事業者様の意見も聞きながらしっかりと前に進め

ていきたいと考えておりますというものでした。いまだ何の動きも見られません。

YOU・遊・もりは公園があり、国道に面しているなど、国内外の多くの方々に森町のよさを知っていただくのに最適です。道の駅を利用しないのはもったいないと思います。

移住も視野に入れた農業、漁業、林業、商業など各種情報、体験の発信の場、1次、2次、3次と産業をつなげて6次化までの発展を後押しし、販売や飲食のできる場、幅広い年代の方々が天候に左右されずに楽しめて休める場、災害の際には避難所としても、また稼ぐ地域を考える会を結成されているのであれば町民が稼げる場、挑戦者を応援するのであれば挑戦できる場としても道の駅と公園の整備が急務であると考えます。

町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

道の駅YOU・遊・もりの再開発につきましては、令和3年9月会議以降、道の駅再整備に関する情報収集や先進地視察などを行い、動き出しております。また、同時に既存施設の有効活用につきましても、関係団体と協議しているところでもございます。

道の駅再整備に関しましては、町が一丸となり、誇りが芽生えるような、そんな施設へと再整備するため、意見集約が必要であると考えており、行政、関係団体、町民など、全てを巻き込んでの一大プロジェクトとなるため、事前準備をしっかりと行いながら進めているところでございます。

あわせて、既存施設の有効活用につきましては、物販施設の売上げや集客を上げることも考え、オニウシ公園を活用した新たなイベントの創出や魅力ある特産品が味わえる物産市の定期的な開催、既存イベントをオニウシ公園で開催するなど、道の駅の利用促進を関係団体と連携を図り、そうした活動を通じて地域の人たちが自分たちの地域に希望を持てる道の駅を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（斉藤優香君） 前向きに事前準備をされているということですが、やはりそれが町民に見えてこないとならないと思うのです。今現在使われている道の駅というのは、やはり道の駅として建てていない。バリアフリーもない。老朽化もしている。建物を一体いつまで使うのかということも、とても町民は心配していると思います。

町には、やはり起爆剂的なものが必要であると思います。今町長がお話しされた、起爆剤としてだと思うのですが、食や音楽のイベントを開催していくと言いましたが、それはもう毎日行えるものでもなく、やはり年に何回かとかになれば、それほどの、一時的に知名度は上がるかもしれませんが、やはり通年を通して皆さん多くの人に知ってもらうということが今大事ではないかなと私は思うのです。

現在の森町の人口は減少が続き、その中でも働き盛りの減少が著しいと思うのです。それは、出生率の低下にもつながっていて、それはまた1次産業の担い手不足というのにもつながっていると思うのです。これは、森町だけが抱える問題ではないと思います

けれども、森町として何もしないということにはならないと私は思います。

そこで、やはりまずは魅力のある新たな道の駅を造り、多くの人に立ち寄ってもらい、町に活気を取り戻し、産業の活性化を図るということが大事ではないでしょうか。前の9月のときにも言いましたが、観光で交流人口の経済効果は定住者1人の年間消費額、これはきっちりしたあれではないですけれども、約127万円は観光客が73人でカバーができるのです。そして、もしも森町に泊まっていただけるとなると、23人でカバーができるのです。隣の七飯町の道の駅なないろ・ななえでは、多くの方々に評価をいただいて、今年度は過去最多の客数101万人を超える勢いだという数字が出ています。やはりそういうことが町民の誇りにつながり、活力になると私は考えます。

先ほどもありました、もちろん老朽化した公共施設、複合的にやるというのもすごく大切な事業だと私は思って前回も質問させていただきましたけれども、公共施設というのは住民のサービスの場であり、経済的効果は望めないと思います。まずは、森町のよさを知ってもらい、収入を得るほう、そして災害があった場合には旅行者などいろんな方の避難の拠点となる、そういう道の駅を造るべきではないかと思います。

町長が考える町のためにやるべき優先順位をどう考えておりますでしょうか、所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

道の駅に関しましては、斉藤議員おっしゃるとおり、私も全く同じ考えです。やはり町民が誇りを持てる、そして1次産業と密接に関わって担い手不足に対する課題の解決ですとか、新たに1次産業に就業して販路を見いだすというところでも十分活用していただける施設になるのかなと思います。

優先順位という話が最後に出たのですけれども、やはり私がこの場で説明しなくても、皆さんご承知のことだとは思っておりますけれども、やはり様々な古い公共施設というのが森町はまだたくさんありまして、その中で優先しなければならないのは、まずは町民の生命、財産、産業を守る、そういった流れで優先順位をつけなければならないのが今の森町の現状ではないのかなと思います。

しかしながら、並行してできることというのはたくさんあります。担当課のほうでも担当課以外でも様々な道の駅、見学に行かせていただきました。その中で、本当に斉藤議員おっしゃるとおりいろんな要素を組み合わせて、今の道の駅というものは建設していくべきだなと思っておりますので、単純に観光客が立ち寄るという要素以外にも防災関係の要素も併せ、そして当然観光の要素も含め、町民皆さんが携わっていただけるような、そういった道の駅を早急に整備しなければならないというふうにも考えております。

現時点では、本当に関わる様々な関係団体の皆様と今の施設でできることも少しずつ今年から実施させていただいております。なかなか毎日できることではございませんので、そういったイベントも。ですから、本来であれば早急に新たな建設計画というものも立ち上げれば、それはそれで町民の皆様にお示しできる要素となると思うのですけれども、

まずはしっかりと関係団体と調整して意見交換をしながら、当然町民の皆様にご直接お話を聞きながら、この計画というものは進めさせていただきたいと思っております。何も進んでいないというところは全くございませんので、その辺はできる限り何かの形で議会の議員の皆様、そして町民の皆様にお示しできるタイミングがありましたら、そこはしっかりと、出し惜しみするつもりは全くございませんので、しっかりと情報共有させていただきながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） 先ほどの町長の答弁でもいろんなところを視察とかしているという話も……。そこで、やはり経済効果があるとお感じになったと思います。この経済効果とかその活気とかというのは、やっぱり今森町になくはならないものだと私は考えます。町長が考える稼ぐということからいいますと、町全体で稼ぐ。それを、稼いだものを豊富に福祉や、思う存分違うことにも使えるのではないかと私は考えます。魅力あるもの、起爆剤には、やっぱり町には必要である。先ほども言いましたが、もちろん老朽化の著しい公共施設というのは早急に手を入れていかなければならないことだと私も思いますけれども、同時にやはりこの道の駅というものは目に見えて森町が元気になる要素ではないかと思っておりますので、やっていただきたい。町には誇れる観光と食と文化がたくさんあります。全てを発信する拠点として道の駅を活用して、砂原の道の駅とも連携を図り、町全体を楽しんでもらうような、そういうような道の駅を造り、地場産業を振興発展させ、雇用の場をつくる。雇用の場が今……ちょうど働き盛りの人たちの人口が本当に減っているのが私はとても心配しています。挑戦できる、そういう場にしてほしい。多くの町民がそう望んでいると思います。

先日町長も見学されました木からはじまる森のまちづくりという町民参加型ワークショップを町が開催している中で、道の駅を建て替えるという想定で建築士さんと、あと参加者さんの熱い気持ちがかもったいい話合いができていたと思います。そして、それは来年3月に成果発表されることになっていると思います。ぜひこのワークショップを生かして発展させて、若い人たちを巻き込んで、先ほど町長も言っていましたけれども、熱い思いを持っている若い人たちがいる、何とかしたいと思っている人たちがいるということですので、そういう人たちを巻き込んで、想定ではなく、実現に踏み出しませんか。まずは、道の駅と公園の整備をして、地産地消だけではなく、地産多消というか、ほかの人たちにもいっぱい森町のいいものを知っていただく、食べていただくということをまずやっていただきたいと思っておりますけれども、再度お聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現時点では、なかなかずばっと具体的なことを答弁できないのは私も心苦しいのですが、私は公約に掲げていますので、道の駅、これは必ず実現していきたいと思っております。

何を実現するか。いろいろなものを再整備、新しく建てるのか、そういったものも全てひっくるめまして、町民が誇りを持って1次産業の皆様、多くの方々とあの道の駅を育てていけるような、そんな道の駅にしていきたいと考えております。公園も併設されておりますし、利活用の仕方一つでは、本当に多くの皆様が観光資源としてあそこを訪れていただけるようになると思っております。その点では、公約に上げていますので、しっかりと進めていきたいということはこの場でお話しさせていただきたいと思っております。

そして、もう一步踏み込んでお話をさせていただきますと、やはりこの間ワークショップにご参加いただいて、本当によくいろんな方々のお話を聞いていただいたと思うのですが、道の駅に関しましては本当に多くの町民の皆様がいろいろな立場でいろいろなことを思われています。なかなかこれを一緒にたにすぐ、ぽっと成立、成功させるというのは非常に難しいなと正直思っています。その中で、行政として町長が立場としてどういったことをそこでできるのか、その辺も含めていろいろなことを検討していかなければならないというところがあります。そういったことも含めて、今担当課のほうで様々な調査ですとか検討を進めさせていただいておりますので、こちらもお示しできるものができましたら、しっかりとまずは議会の議員の皆様にご説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） オニウシ公園及び道の駅YOU・遊・もりの再開発についてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時10分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、町民と行政の協働について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

町民と行政の協働についてということで質問いたします。令和4年度町政執行方針の広報・広聴、町民参加において、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、情報共有や町民参画を図ることが重要であるとし、そのため広報紙や町公式ホームページなどによる情報発信機能を充実させ、町の様々な情報や魅力を迅速に分かりやすく提供していくとしています。

しかし、そこに触れられているのは広報についてのみで、広聴の部分については全く触れていません。なぜなのでしょう。

通常、広聴の町民の意見集約を図るツールとして、附属機関、審議会、そして協議会などが森町の条例、要綱、規則などを根拠に設置されております。さらに、町政に関する意見などを聞き、協働のまちづくりを推進するため、森町では町民の意見箱、さらには町民参画によるまちづくりの推進を図り、もって町民と行政の協働、パートナーシップによるまちづくりを目的とした移動町長室などが設置されております。

今年度、町民の行政に対する意見、要望などを聞く活動とされる森町あるいは町長個人の私的な広聴活動はあるのでしょうか。そして、その広聴活動の中で町長が最も重要だと考えるものはあるのでしょうか。また、一方的な広報活動を重視していることは、町民と行政の協働によるまちづくりを進めることになるのでしょうか。

以上、質問いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

広聴活動におきましては、各町内会や各団体等の集会や会合等へ可能な限り自ら出向き、森町へのご意見やご要望をお受けする機会をいただいているところであり、先般も各町内会との意見交換会を行うに当たり、広聴の場の申入れのご提案をさせていただいたところであります。

また、広聴活動にて公私の区分けの判断におきましては難しいと考えておりますが、公の場であれ、私的であれ、町民のご意見等に対し傾聴する姿勢を持つことが最も重要であると私は思っているところであります。そして、町長就任以来、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるよう努めてまいりました。ご質問にあります一方的な広報活動を重視しているとございますが、私としてはそのような認識を持っていないことを申し上げます。

今日までの状況で町民と行政の協働によるまちづくりについて、まだまだ必要と感じる部分もあり、広聴の場に可能な限り出向き、今後も協働のまちづくりを進めていくよう努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） まず、今回の一般質問の中身の話なのですが、なぜ今回こういうテーマで質問したかということ、実はある一人の町民から森町の体育館トレーニング室においてトレーナーを配置する要望書なるものを私のところに持ってきたのです。それは、164名の署名書いているのです。それは、その後に体育館の館長とも話はいろいろしているのですが、その中で思ったことは、それは話はある程度ついている部分なのですが、これだけの要望、署名を集めて持ってくるというのは一体どういうことなのだろうなど。それは、私たまたま知っている人だったから私のところに来たのですが、その中でこういう町民の意見を聞く場所というのはどこにあるのだろうというふうに思ったわけです。

それで、広報広聴の部分だろうなと思って調べたら、各施政方針の中で書いてあるかなと思って見たら、全く広聴の部分に関しては触れられていなかったわけです。それで、ちょっとびっくりしまして、それでいつからこういう広聴の部分が無くなったのだろうなと調べてみました、10年ほど過去にさかのぼって町政執行方針を。そうすると、最初にこれを載せたのは平成24年の佐藤町長のときなのですが、住民と行政のパートナーシップという形で触れられていまして、その以前にも書いているのですが、23年度から書いているのですが、要するに町民の意見箱を設置し、移動町長室を実施することを通じ、町民の意見を拝聴し、併せて町行政に対する理解をいただくことにより町民と行政の協働によるまちづくり推進いたしますと書いているわけです。これほど町民の意見を聞く場所というのを設けて、設けたばかりの頃かもしれません。だけれども、積極的に受け取る……広聴活動をしようとしたときの初めてなのです。だから、10年以上前から始まっているのですが、それがだんだん年度を追うごとに、前の梶谷町長を含めて広聴に関しては触れていないのです。だから、その辺が、それを引き継いだ形で岡嶋町長も広聴の部分抜いた形で施政方針をつくってきたのだなというふうには私に思いますけれども、改めて広報活動というのは非常に大事な部分であると。今日の、ほかの方の午前中の一般質問を聞いていると、全部その基になるのは広聴の部分。例えば伊藤議員は産業団体の話をして行政を進めているのかとかという話まで全てにわたって、道路の問題についてもそうです。地域の町民の声をどうやって吸い上げて行政に反映されているのか。その仕組みの根元の部分というのは、全て広聴なのだ、つくづく今日改めて感じているところです。

そこで、町長は先ほどの答弁の中で個人的な部分の活動のはずなのです、言っているのは。例えば町内会のいろいろな活動で出向いて話を聞く場所を設けていると。だけれども、実際は移動町長室にしろ、意見箱にしてもそうだと思いますけれども、それがどういう形でやられているのかというのは、岡嶋町長は多分一度もやられていない、移動町長室は。さらに、前の梶谷町長に関しては、8年の中で1度しかやっていないはず。それだけ制度的な部分があるにもかかわらず、やっていないのです。それを、先ほど伊藤議員からも話があったように、待っているのではなくて、積極的に関わりを持とうとする形で町に出て行って、そして皆さんの声を聞かせてくださいという立場に立たないと無理なのではないですかと私は思うわけです。だから、今後そういう立場になった中で制度的に見直しをかけてやっていく必要があるのだと私は思います。

それで、今の森町の体制から事務分掌規則を見ると、企画課における広報広聴係と、広聴のついている部分というのはここしかないわけです。では、ここで全部広聴を実際やっているかという、やっていないですよ。広報しかやっていない。ここが問題だとは思っている。事務分掌からいうと、そういうのでいいのかもしれないけれども、本来であれ

ば広聴に関しては全職員がいろんな立場で町民の声を聞いてやっているはずなのです。行政のいろんな自分たちの仕事、町民のためにいろんな仕事をやる上では聞いているはずで、それを、制度的にどうやって集約しているのかという問題だと思います。例えばいろんな各電話の苦情等も含めて、いろんな形で各課に行くだろうと思います。その分類をしていますかということなのです。そういう科学的というか、実際のどういうデータが上がってきて、では実際の町民の要望というのはどこにあるのだということを考える上では、それを精査した形で研究してみる必要がある。分類とかやりながら、それが企画課の広報広聴係ではなくて、全職員がそれをやらなければならないと私は思うわけです。ただ、そういうことを含めて、今後やる必要があるのだと私は思うのですが、まずその辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、私も本当に町民の声をしっかりと聞いて、口で言葉で言うのは簡単なのですけれども、確におっしゃるとおり、ではそれが仕組みとしてどのように吸い上げられて行政に反映していくのか、それをちゃんとプロセスとして、仕事として仕組みをつくる、非常に大事なことなのかなと思います。

実際、最近になりましたら、このコロナということも理由にあまりしたくないのですけれども、このコロナ禍で何年か過ごす中で、非常にできること、できないことというものもありまして、これからこのコロナが大分落ち着いてきた中では、様々な会議もいろんな方が集まりやすくなってきている状況だと思います。

移動町長室の話も先ほど来同僚議員の方からの質問でもいただいておりましたけれども、その移動町長室の仕組み自体がどうのこうのというところではなくて、過去行われた実績ですとか、実施するに当たって実施を依頼していただくというスタイルですとか、要綱でかなりがっちり固まってあって、どんな質問をするのか、その会議の中で話ができる人であったり話をする内容であったりというのが本当に厳格に、ある意味厳格に決められているような会議なのかなというふうに私としては印象として持っています。

制度として確立するというのは、確かに行政として必要なことだとは思いますが、まずは私も選挙を通じていろいろなお話をさせていただいたのですけれども、まだまだ全然町民全部とはお話をできていない状況でございますし、やはりざっくばらんにいろんな話をさせていただくためには、制度にまずはこだわらない状況で、どんどんいろんなところに顔を出して、いろんな機会でいろんなお話をまずはさせていただきたいと考えています。当然その中の一つの手段として移動町長室というものもしっかり行っていかなければならないと思いますし、先ほど同僚議員の質問でも答弁させていただきましたとおり、町内会単位で私なり私と副町長なりが出向いて、いろんな意見の中でざっくばらんな

交流の場、意見交換の場を設けさせていただきたいという案内も出させていただいています。

いずれにいたしましても、まずは本当に公と私的と、政務と公務という中の区分けは非常に難しいのですけれども、広聴の機会というのは至るところに散りばめられていると思うのです。例えばですけれども、総会後の懇親の場でちょっとしたお話をする、そういう機会、会議ではなかなか出ないようなお話とかもさせていただける。これは、私以外、歴代の町長も議員の皆さんも同じようなことをされていると思うのですけれども、そういったところでもいろんなお話は聞かせていただけていると思っています。それを具体的に責任を持って、町長が実際にどういう行動に移していくか。そこで、はいはい、分かった分かったと、返事だけではなくて、その後の姿勢が一番、一番といいますか、大事な要素にもなってくるのかなと思います。

ですので、まずは町長就任させていただいて2年たちまして、いろんな状況もありましたけれども、議員おっしゃるとおりだと思いますし、そういう広聴の場というものは現行の制度にかかわらず、現行の制度を使ってもそうですけれども、しっかりと今まで以上に積極的にこちらから行っていく必要があるのかなというふうに考えております。

町民の意見箱というものもございますけれども、やはり長い間の運用の中で様々な課題、もうちょっとこうしたら、もっといろんなご意見いただけるのかなとか、その存在を、どうせあそこに入れたって町長には届かないのではないのと、こう思われている方も中にはいました。そう言われたこともあります。でも、そうではないのですよということもお伝えしながら、ひとつ地道にやっていく必要もあるのかなと思っていますところでありますので、引き続き積極的に、まずは広聴活動というものをしっかり積極的に行っていくというところで、まずはご理解いただきたいなというところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 今の町長の答弁聞いていて思うことは、どうも我々議員もそうなのですが、町長の政治活動としての広聴の部分というのは、当然町に出て行って話を聞くのは、それは政治活動の一つだと私は、その区分けが非常に難しい部分があるのだと思います。ただ、今の町の中の制度的に言うと、いろんな委員会だったり広聴という、意見箱とか移動町長室とか、そういう部分しかないわけです。だから、その辺の部分の差というのは……。だから、私最初に聞いたのは、私的な広聴活動を含めて、どっちが重要なのですかと聞いたのです、一番最初の質問で。私は、制度的な部分なのか、それとも……。その区分けが非常に難しいのだと、議員の立場でも同じなのですが、その辺どう考えておられるのか。多分先ほど町内会に出ていらっしゃるというのは公的な、町長としての立場で当

然出ていっているのだろうけれども、それは個人的な政治活動と町政に反映するためのいろんな広聴の意味での意見を拝聴するとかという立場ではないのだと思うのです。その違いというか、それでいいのかもしれないのだけれども、もっと制度的な意味で、それは町長個人的な意味でなく、全職員が広聴活動をどうやってやるのですかという意味においては、やっぱりきちっとした制度的な部分でつくって、つくるといふか、考えていかなければならないのだと私は思うのです。

それで、実際に最近の広聴活動として、町民の声の見える化という言い方もされているみたいなのですが、具体的にどういうのがあるのかという、なかなか広聴活動は難しい部分なのですが、改めて今回いろいろ調べてみて思ったのは、やはりこれからはインターネットを活用するところは重要なのだと私は思っています。それは、例えば具体的に言うと、いろんな町の中の情報を集めるという意味では、町民が積極的に情報発信できるわけですから、今は、ツイッターにしてもインスタグラムにしてもそうですが、それをどうやって町が町民の人に多く発信してもらって、それをどう把握するか。具体的に言うと、災害発生したときに、町側では対応、現場を見ることはできないはずなのです。とすれば、町民がそういうのを写真1枚撮って流してもらう。それで、どういう状況になっているかと分かるわけです。そういうことを利用するという手も一つにあるのかなと。そういう中で、町民の意見が反映して、声を発しやすい状況になっていくのかなと私は思っています。これは、今後考えてもらいたいし、もっと言うと、例えば森の町、いろんな行事やっています。先ほど町内会のいろんな行事に出ていると言いましたけれども、どういう行事が行われているかと、みんな分かっていないです。とすれば、あそこの町内会ではこういうことをやっていて、うちらもそういうのは参考にして何か考えるということも可能なわけです、そういう情報が載せられてくると。だから、そういう形で利用することは今後積極的にしていただきたいというふうに思うのです。

それと、役場には相当な量の電話がかかってくると思います。そういうのに対する分類というか、どういう電話がかかってくるのか。単なる問合せ、質問、各課につないでくれと、それですぐ終わっている部分はあるでしょうけれども、そういうような部分をやっぱり集計する中で、分類する中で、町民がどういう意向があるのかということ把握できるのだと私は思うのです。

さらにもう一点、これは三重県でやっているみたいなのですが、キッズ・モニター制というのをやっているみたいで、小学4年から高3を対象にして、当然パソコンとか携帯を利用して、行政に対するいろんな意見を上げる仕組みをつくっているわけです。さらには、それは行政ポイントを使っています。たまたま森町には行政ポイントを利用した形の町政活動の推進の意味ということでも、そういう要綱もできています。それを利用する形で、

子供たちにいろんな話を聞く場面ができるのだというようなところもやり始めているところもあるのです。だから、そういうことも含めて、今後積極的に新たな仕組みづくりをやっていたきたいと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの答弁でもお話しさせていただいたのですけれども、やはり活動自体が政務なのか公務なのかというところは非常に線引きが難しいと。ですが、基本的には、今現時点で今日まで、町長就任していろいろな団体にお話を聞きに行った際には、冒頭お断りするようには私はしているのです。これは、公務で来ましたのでというところ。やはりその一言をお伝えしておかないと何でもかんでも、何でもかんでもという表現はあれですけれども、むしろそれをよしとはしているのですが、町長としての返事をする中での公的というか、公務として来ていますので、その辺で返事できること、できないことはあります。そのような前置きを置かせていただきながら、会合には顔を出させていただきました。基本的には、公務であるというところを捉えて活動しなければならないのかなというふうに考えています。やはり私的な活動というところだったとしても、それが政策ですとか町の行政の運営に直結いたしますので、その心構えとしてはそのように私は思っているところです。

あと、どうやって町民の声を行政に生かしていくか、それをどうやって仕組み化していくか。先ほど見える化というお話もされましたけれども、これは本当に非常に難しいなと正直思っています。何が難しいのかといいますと、森町だけではなく、日本国全体の問題というか、そういうことでもあると思うのです。やはり原因はいろいろなところにあるのですけれども、行政ですとか中央に対するいろんな不平、不満、そういったものがいろいろ出やすい世の中になっています。特にインターネットで発言しやすいし、自分のそういったものも拡散しやすくなっています。ですが、町長として、まちづくりの一環として町民の皆様にも思ってもらいたいのは、やはり協働という言葉の中で共に働くという意味は、お互い責任を持って、お互い同じ立場でいろんなものをつくり上げていくというところをしっかりとご理解いただきたいなと思います。

そういう意味では、一方的にご要望を、ちょっと表現あれで、はっきり話しさせていただきますけれども、要望だけを上げて、やってももらえないから文句だけを言うのではなくて、託していただけるのだったら一緒に責任を持ってみんなでやっていきましょう、そういうことを私は伝えていきたいし、意識醸成を図っていきたいと思っています。これも、口で言うのは非常に簡単なのですけれども、やはりいろんな課題をお持ちの町民の方々もいっぱいいらっしゃると思います。当然そういう苦情ですとか、そういうことが出る原因の一つとして今までやってきたことというの中にはあると思います。ですから、何がいいとか悪いとかというのを今この段階で分けるよりかは、そういった私も行政も町民もみんな一緒に

つくり上げていく、そういう仕組みを意識醸成とともにまずはつくっていくのが一番最初にできなければならないことなのかなと。その後にそういう見える化した仕組みができて、初めてしっかりしたものが形成されるのかなと思っています。本当になかなか難しいことだとは思いますが、せつかくこの町長という職をお預かりさせていただいているので、今後10年後、20年後の未来、まちづくりを考える上では非常に重要なことだと捉えていますので、その辺はしっかりと頑張っていきたいという表現しかできないのですけれども、認識としては捉えていますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町民と行政の協働についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、誰もが活躍できる森町実現について、町内各施設の今後について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

初めに、誰もが活躍できる森町実現についてを行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

誰もが活躍できる森町実現についてです。政府は、女性も男性も、お年寄りも若者も、障がいを持つ方や難病の方も、家庭でも職場でも、あらゆる場所で誰もが活躍できる全員参加型の一億総活躍社会を目指しております。少子高齢化という構造的な問題克服を目指すために、希望のある経済、夢のある子育て、安心できる社会保障などの実現に向けて様々な施策が打ち出されております。真の一億総活躍を目指すのであれば、政府主導の施策だけではなく、各地域の実情、現状、課題を十分に把握している地方自治体独自のきめ細やかとも言える施策が重要になってくるのではと考えられ、特に障がいや難病の方の自立へ向けた支援や生きがいを持っていただくことにつながる支援は、計画倒れになるようなことはあってはなりません。

森町では、第2次総合開発振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などを定め、地域が抱える課題解決のために様々な施策を実行しております。誰もが活躍できる森町を実現することが構造的な課題を解決するための第一歩であり、理想郷をつくり上げるには必要不可欠であります。障がい者雇用につながる施策に対する実績や町内の現状を見ますと、新たな発想や現実に見合った施策への変更が必要ではと感じざるを得ないケースが見受けられますので、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

障がい者就労支援の施策といたしましては、第2次総合開発振興計画の中で就職や職場定着のための個別支援、町内企業に対する障がい者雇用の啓発について基本計画を定めており、森町障がい者雇用促進事業補助金を創設し、企業が障がい者を雇用しやすい環境を

整備し、支援を行っております。

また、障がい者指定特定相談支援事業所を開設し、就職を希望する障がい者からの相談や各種サービスにつなげるための支援を行っております。

今後は、障がい者や関係機関と連携を密にし、社会情勢やニーズを的確に捉え、都度施策の見直しを行いながら障がい者の雇用促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（河野文彦君） 森町としては、森町障がい者雇用促進事業補助金というものを定めて、お仕事に就きたいという障がい者の方ではなくて、それを雇用する企業のほうに支援という形で行っております。

ただ、最近の実績を見ますと、これに実績がないというのが現状なのかなというふうに見ますと、この補助金の内容といいますか、どうも現実に合っていない部分があるので、その補助金申請等々が増えていかないのかなというふうに思っていました。

また、障がい者の方のお仕事を探しているという希望を聞くような窓口は設置しているというお話、今ありましたけれども、ぜひ今後プラスしてやってほしいのは、企業のほうにどういった障がいまでならと言ったら失礼かもしれないのですけれども、どういったケースだと雇用できるよだとか、そういう町内の情報収集もぜひ進めてほしいのです。今多分やられていないと思うのです、そこまで。ですから、障がいを持った方がお仕事欲しいのですという相談は来ると思うのですけれども、そういったときにどういった企業がこういう職種で探していますという、そういう本当のマッチングの意味が出てくるような、そういう窓口設置にしてほしいなというふうに思って今聞いていました。

それで、今森町の補助金のほうのお話に戻りますけれども、私も今町のほうのお知らせのパンフを見ているのですけれども、これが企業に対して2年間で上限なのです。以前にこの制度を利用して障がい者を雇用して、この補助金をいただいていたという事業主の方からお話を聞いたことがあるのですけれども、では2年過ぎたらどうしたらいいのだと。2年でそこで手に職つけて、本当に自立できるぐらいまで向上していただければ、それはそれで大変いいことだなと思うのですけれども、この補助金があるからというか、そういう制度の中で雇用しますよという手を挙げてくれる事業主さんも中にはいると思うのです。そうなったときに、2年という上限はちょっと短いのではないのかというお話を以前いただいたことがありました。

それで、再質問としてお伺いしたいのは、現在の補助金のいろんな項目があるのですけれども、まず1点再質問したいのが、この2年という上限を延長、例えば5年とか10年とか延長、もしくは撤廃するようなこの事業の見直しが制度の促進につながるのではないか

と私は思うのですけれども、町長はどのように考えているのか、その辺まず再質問させてください。

もう一点、また同じこの事業の中で、結構見ていると、例えば雇用保険適用の事業主あることというような条件がついているのですけれども、それぞれ大きな法人さんとかですと雇用保険の義務がありますので、適用の事業主になっていると思うのですけれども、比較的小規模で、例えば法人化していない個人事業の中で雇用保険の適用を受けていないというような個人事業の事業主さんもあると思うのです。そういうところを見ると、大分ハードルを上げてしまっているのかなというふうに見える部分もあるのですけれども、その辺も改めてこの補助金の制度を拡大していくためには、そういう部分も見直しが必要なのではと私は思うのですけれども、いかがか、この辺再質問させていただきたいと思いません。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私のほうにも直接メッセージ等を使って、町内で障がいを持っている方から何度かお問合せいただいたこともあります。実際いろんな制度、補助、そしていろんな職場、そして就労支援のそういった事業所もある中で、やっぱり障がい者の方の立場からすると、本当になかなかマッチングできないというのが正直なところだと思います。本来の現行の制度に関しましては、やはり大きなところの要素としては、障がい者の雇用を企業様のほうで促進していただきたいと。行く行くは、やはり町からの助成もありつつも、その環境整備の部分でこの企業様の価値というか、就労環境の構築というところで独自の方向性、独自の裁量で行っていただきたい部分も行政としてはあるというところは正直なところでございます。

しかしながら、確かに2年という期間が短くて、雇用保険というハードルもあると。そういった状況もやはり考慮しながら、現実として障がい者の方が働けるような環境整備を、企業様と行政がどういうふうにタイアップしてつくっていきけるのかというところは、慎重にしながらも、しっかりと検討していかなければならないのかなというふうなことも考えております。

ひとまずは、しっかりとその就労支援の関係、就労意向支援というものもございまして、

その中をしっかりと使っていただいた流れの中の企業様のほうへの就職とか、そういった流れにもなると思いますので、まだまだ町内行政とそういう就労支援関係の事業者様との連携も含めまして、もっと深めなければならない部分というのはいっぱいあると思います。ですので、もうちょっと慎重に検討しなければならないとは思いますが、就労関係の構築と就労支援と、そして就業希望の障がい者の皆様の方のご意見等々を総合的にしっかりと把握しながら、慎重に検討はしたいなと思いますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○9番（河野文彦君） 支援事業所なんか町内にもありまして、様々な活動をされているのはよく私も目にしています。今回は、企業向けの障がい者雇用促進というところにテーマを絞らせていただいているのですけれども、町長から今お話あったように、やはりこれマッチングというのは物すごく難しいのかなというふうに思うのです。先ほど障がいのある方からの希望だけではなくて、ぜひ企業のほうを回って、どういう範囲であったらこれをできるよとか、そういう情報を集めて歩くのがマッチング難しいという部分を解決する本当の第一歩なのではないかなと思いますので、その辺はぜひぜひ進めていてもらいたいなというふうに思っていました。

企業のほうでその体制づくりなんか進めてもらいたいというところで、もちろん町の補助があるから雇用するのだではなくて、企業のほうも、やはり町を支える企業等々は、やっぱり町に生かしてもらっている企業ですので、その辺は社会的責任というものも感じていただいて、障がい者を雇用する体制をぜひ構築してほしいと。これは、本当に町長からどんどん各企業に声がけして、ぜひ進めていてもらいたいなというふうに思っていました。

今補助金のお話になってしまうのですけれども、決して補助金が安いから高いから雇用するとかしないとか、そういう事業主さんっていないと思うのです、森の事業主さんって。私の所属している企業でも1級の障がい者の方いますけれども、普通に現場で働いています。ただ、やっぱり体調だとか体力的な部分でできる範囲、できない範囲というのは、もちろんその方と企業とでうまく調整して、お互い無理のないように、建設業なので、事故、けがのないようにとか、そういう部分は本当にうまくマッチングしてできているなど自負している部分もあります。そういった企業さん、本当にまだまだたくさんあると思うのです、この補助金申請していなくても。そういうところもあると思うので、そういうところからお話聞くのもまたいいのかなというふうに思いますので、その辺はぜひ進めてもらいたいなと思っていました。

それで、今私の手元にまち・ひと・しごと創生総合戦略の令和4年度改訂版というのがあるのですけれども、今町長の手元になかったらあれなので私読みますけれども、雇用支援の振り返りというところで、町内に障がいの状態に合った就労先を増加させる取組を実施したものの、実際の雇用状況とマッチングが進まず成果に結びつかなかったという残念な考察だったのかなというふうに思います。この辺ぜひ、先ほどの話に戻りますけれども、マッチング進むように町として手助けしてあげてもらえたらと思います。

それで、たまたまこの雇用支援というところに、障がい者の雇用支援のことではないと思うのですけれども、同じページの同じ枠内に農林水産業、加工業の人手不足が深刻化している中で、就労希望者を効果的、効率的に増加させる取組が少なく、雇用に結びつかなかったというような考察も出ているのですけれども、農林水産業、特に1次産業は労働力不足という部分で大変だという話はあちこちから聞こえるのですけれども、こういった部分もうまくマッチングしていけば、劇的な改善までは正直いけないのかもしれないです。障がいを持った方に、例えばカコガイ揚げと一緒に沖に行けとか、畑に行ってトラクター運転してくれとか、正直言って難しいと思うのです。ただ、農林水産業の中でもそういった何かしら不自由を持っている方ができる仕事って、特に森町ってあると思うのです。森の漁業でいえば、基幹産業、主力と言えるホタテの養殖の中で耳づりの作業ですとか、昔であったらテグスつけとかもよくやっていましたよね。あと、農業関係でもちょっとしたハウス内での収穫だとか選別なんかもできると思うのです。そういうところのマッチングもぜひしていただけないのかなというふうに思うのです。

そう考えたときに、例えば漁業者の方ですと、こういう補助金の中で、国のほうでトライアル雇用の補助金なんかもありますけれども、町独自の補助金と考えると、やはりここで月何十時間以上とか雇用保険適用とかという部分で、例えば個人事業の漁業者の方がそういった方にぜひお手伝いしてもらいたいといったときに、こういう制度には残念ながら合致していけないのかなというふうに思うのです。ですから、その辺もぜひぜひ見直しといたしますか、もしそういう希望者がいるのであれば、そういうのに合ったような支援の制度というものを創設していただきたいなと思うのですけれども、その辺をお伺いして、再々質問にしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、1次産業の働き手不足というところで、事業を進めれるそういう施策というものはやっぱり行政もある程度検討できる余地もあるのかなと思います。

今回ご質問いただいた、この制度に関するところとはまた別のところで検討しなければいけないのかなということもあるのですけれども、前向きに検討させていただきたいと思っています。

農福連携というところで、駒ヶ岳地域に障がい者雇用、これも就労支援の一環というか、就労支援施設だとは思うのですけれども、一生懸命頑張ってくださいしている事業者さんいらっしゃいまして、やはり非常に幅広く、事業者さんが仕事をつくって、それぞれの障がいの方々の働いていただける仕事をつくってお渡しするという、そういった積極的なお仕事をされている事業所もありますので、独自の施策にはなるのかもしれないですけれども、いろいろ情報共有させてもらいながら、ひとつ検討させていただきたいなと思います。

一般のどんな事業所で、どのような障がいの方々にどのような仕事をさせていただけるものが用意されているのかというところを情報収集して、そこも分かりやすいような形で皆さんに提供していくと、そのようなこともしっかりとやらせていただきたいと思いますので、まずはご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 誰もが活躍できる森町実現についてを終わります。

次に、町内各施設の今後についてを行います。

○9番（河野文彦君） それでは、2問目、町内各施設の今後についてを質問させていただきます。

森町内には、各町内会館として使用されている建物や消防団詰所、各種団体などの活動拠点として使用している建物などが点在し、維持管理を行っています。しかし、多くの建物が建築されてから相当の年数が経過しており、その老朽化は外見から判断できるほど顕著になっているのが現状であります。多くの建物は災害発生時の緊急避難場所であったり、各地域の様々な活動に使用されたりと、その重要性は変わっていません。

町では、老朽化した役場庁舎と公民館を複合した新施設建設へ向けた検討チームを立ち上げ、建設候補地の埋蔵文化財確認の試掘調査を行うなど、事業実施へ向けた動きが一気に加速したと感ぜられる一方、各地域の安心、安全確保、様々な活動の拠点とも言える町内会館などは、安全性確保に向けた改修事業すら見えてこないと感じざるを得ません。

財政負担の面や人口のエリア分布などの問題もありますので、全てが更新とはならないことは理解できますが、安全確保のためには即座に対応しなければならない事案もありますので、質問します。

1番、各施設の耐力調査の計画と進捗度はいかがか。

2番、各施設の防災力向上や様々な活動の利便性向上への改修計画や複合化計画はあるか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

各施設は、様々な目的や用途で運営、維持管理をしております。そのような中、町内会館は地域の振興や地域住民の集会、研修、会議など多目的に利用され、町内会活動には欠かせない施設であり、全ての施設ではありませんが、災害時の避難場所としても指定され、必要不可欠な施設であります。

施設の修繕等については、施設本体や使用に直接支障がある修繕については、その都度実施しています。また、安心、安全を確保するため、毎年施設管理者である管理人や町内会と連携を取りながら、必要性や緊急性などを考慮して修繕を実施しています。

各施設の耐力調査は、義務化されている施設については既に実施しております。

なお、改修計画や複合化計画については、町営住宅等一部の施設では計画を策定しておりますが、町内会館については利用する地域の方々との話し合いが必要であると考えます。また、建設年数や利用状況、災害時の避難場所など、優先順位を考慮しながら計画策定に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（河野文彦君） 今役場と公民館などの複合施設というところで、近年になって一気に事業が加速したなというふうに思っていました。特にこの森の公民館に関しては、特に老朽化も激しく、また階段の問題や、何より耐震力に大きな問題があるということで、早急にやらなければならないというところで事業が早く進むといいなと私も思っているのですけれども、各地域の、ここでいう町内会館として使用されている各建物ですね、本当に大分老朽化が激しくて、たまにまだ地域でお通夜なんかやる会館もありますけれども、たくさん人が入ると床抜けるのではないかなと心配になるような会館も現にあるのです。ですから、その辺も早期に改修していかなければならないのかなというふうに思っていました。

また、地域によっては本当に会館があり、消防団の詰所があり、また保育所と言ったら尾白内と分かってしまうのですけれども、同じような町の施設が何個も同じエリアに建てたりとか、そういう部分が、どこか1か所でも改修しなければならないというような、改修というのは更新ね、更新しなければならないようなものがあつた場合は集約化して、新たな安心、安全な便利な施設へという更新が必要なのかな。まさに今役場庁舎と公民館がやろうとしていることですよね。それを各町内の地域、今尾白内の話ししてしまいましたけれども、ほかの地域もあると思うのです。掛澗もそうだし、そういうところをぜひやってもらいたいなというふうに思っていました。

今ほど町長の答弁の中で、各町内会との話し合いが必要というふうにお話しいただいたのですけれども、その辺ある程度計画的に進めなければならないのでしょうかけれども、そろそろこの更新を視野に考えていかなければならないなという建物があつたら、どんどん話し合いの場を設けてほしいと思うのです。その辺、その話し合いをすることがまず計画の第一歩だと思うのです。その辺をできるだけ早い段階で進めてほしいなと思うのですけれども、まず町長のほうから町の中、実態を見渡して、話し合いの場を持ってほしいなと思うのですけれども、その辺についてどうお考えか、まず1点お願いします。

それと、私今回の質問で①番、②番というふうに分けた中で、②番のほうに利便性向上への改修というような書き方させてもらったのですけれども、今建物、建築物、箱だけの

話になってしまったのですけれども、利便性と考えたときに、例えば町内のとある会館の前で、雨降ったときとか雪解けの時期なんて長靴履いていかないと、短靴だとかかかとまで泥来てしまうような、そういう駐車場を使っているところもあるのです。ですから、そういうところも、この建物だけではなくて、利便性向上という部分で各町内会の方々からお話聞いて、駐車場の改修といたしますか、そういったところも必要なのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺もしよろしければ町長のお話聞かせていただきたいと思っておりますので、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

この話合いの場というのは、本当にこの件にかかわらず、もっともっといろんなことのお話を聞かせていただかなければならないなと思っております。当然各町内会の皆様が使われている会館ですとか消防団の詰所等々も、使用頻度というところではほかの施設よりは十分、常に人がいるというところではないのかもしれないのですけれども、今議員おっしゃった、入り口まで行くのにぬかるんだところを歩いていかなければならないですとか、そういったことですか、あと中には玄関入り口に椅子1つ置いてもらいたいのだよねとか、選挙で行くと、靴脱いだり履いたりするときに腰かけたり、手すりとかもあればいいのよねという声とかもいただいたこともありました。なかなか細かい修繕等々にもなっていくのですけれども、やはりその辺は利便性の向上というところではしっかりと町民の皆様の、全てを一気にというところはなかなか難しいのですけれども、少しずつでも利便性向上には努めていきたいと思っておりますので、当然その話合いの場を積極的に持つというところと併せて、しっかりとそういう要望もお聞きして反映していきたいなというふうに考えております。

まずは、様々な同僚議員の皆様からも今回は町民との話合いの場ということをテーマでお話しされた件もたくさんございましたので、そこはしっかりと進める中で、そのときだけのことに終わらせないで、その先の修繕ですとか施策に反映していけるようにしっかりと努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○9番（河野文彦君） ぜひ地域との話合いの中でいい答えを導き出していただけたらなというふうに思います。

それで、私今利便性向上なり老朽化したものの改修なりというお話をしたのですけれども、この話合いの中で逆に大分お住まいの方が減って、会館として選挙の投票ぐらいしか使っていないというような会館も中にはあるようなのです。その話合いの場に、今町長の話の中で使用頻度というようなキーワードがあったと思うのですけれども、その使用頻度の中で単純に今あるから直していくのではなくて、もう老朽化したAとBがあったら1つに集約化して新たなものを、地理的なものだったら中間点だとか、そういうような集約化もこの話合いの中でぜひ見つけていってほしいなと思うのですけれども、その集約化の

部分について町長のほうで、その建物の実際の使用頻度とか老朽化具合もあるのでしょうけれども、ぜひぜひ単純に増やすだとか、今あるものをどんなに古くても維持するではなくて、今回の役場と公民館のように声を聞いて納得していただいて集約化していくという部分も私は重要なのかなと思いますので、その辺について改めて町長のお考え方を聞かせていただけたらと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

集約化というところで、今役場、公民館、図書館ですとか、いろんなキーワードが出ている中で、やはり各それぞれの町内会にあります会館もそうですし、消防の詰所、ほかの様々な施設に関しましても、今あるものをそのまま新しいものにそっくり新築するというのは現実的ではないと考えています。

その中で、当然集約化を仮にするとしても、様々な地域の方々のお話は当然聞いていきながら、利便性のバランスというのは配慮しながら、それに対応したのもくっつけながら、いろいろなことをご提案してご意見もらってということを重ねながら、その集約化というところは成り立っていくのかなと考えています。

何分、本当にこの森町広くて、各町内会も細かくいろいろ分かれている中で、しっかりとご要望を聞きながら、使用頻度、そういったものも考慮しながら、当然ある程度集約化というのは行政のほうでも考えて、キーワードとしてお示ししていかなければならないと考えておりますので、その辺はしっかりと先延ばしするのではなくて、そういったお話し合いの機会にはしっかりとしたキーワードとして地域の方々にお話ししながら、みんなで考えて、よりよいものをつくり上げていこうと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町内各施設の今後についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

午後2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第1号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー1を御覧ください。本案は、町長等の期末手当や職員の勤勉手当の支給月数改正に伴い、森町議会議員の期末手当に係る支給月数を0.1か月分引き上げようとするものです。

第1条では、令和4年度の6月と12月支給分を合算した0.1か月分を引き上げ、100分の225にするものです。

第2条では、令和5年度の期末手当で6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.5か月分引き上げることで100分の220とするものです。

附則でそれぞれ適用年度を付記しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） よく分からなかったのですが、お聞きするのですが、今回第1号として議員報酬及び費用弁償の条例改正が出ているのですけれども、その提案理由が今総務課長の説明でもあったように、森町長並びに職員の改正に伴いということなのですよ。次の第2号も町長なのですから、その理由は町職員の勤勉手当云々のことで、そして第3号の職員の部分で初めて人事院勧告の云々ということになるわけで、基本は職員の人事院勧告に基づいた変更が町長に来て、それから議員に来てというふうになるものなのではないかなと思ったのですけれども、一番最初に基づいてといいながら町長のあれがまだ議決もされていないのに議員がそれを理由に提案されるという、何か順番がおかしいのではないかしらと思ったのですけれども、その辺り説明願えますか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

この議案の順番なのですから、それぞれの条例の番号順になっておりまして、若い順番から議案を提案しているというのがこれまでの通例でやっております。確かにまだ議決いただいていない町長、それから一般職員の給与条例の部分を根拠に議会議員の期末手当の説明するというのは、おっしゃる理由も理解できないわけではないのですけれども、そういったこれまでの順番のあれがありますので、そういったことで理解していただきたいと思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 理解してくださいという説明は理解しますけれども、基本的にはやっぱりおかしいことですよ。基本になるものが先に出て、だから次がこう、次がこうということなので、今回はやむを得ないかとは思いますが、条例の番号ではなくて、やっぱり基本的な考え方というか、改正の手續上というか、基盤になるものから順に提案するということをぜひ心がけてほしいなと思います。いかがでしょう。

○総務課長（濱野尚史君） 来年またこういう人事院の勧告とかと給与改正ある場合については、改めて精査した上で提案したいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第1号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー2を御覧ください。本案は、森町職員の勤勉手当の支給月数改正に伴い、町長等の期末手当に係る支給月数を0.1か月分引き上げようとするものです。

第1条では、令和4年度の6月と12月支給分を合算した0.1か月分を引き上げ、100分の225にするものです。

第2条では、令和5年度の期末手当で6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.5か月分引き上げることで100分の220とするものです。

附則でそれぞれ適用年度を付記しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第2号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第7、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第8、議案第3号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(濱野尚史君) 議案第3号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー3を御覧ください。本案は、令和4年度の人事院勧告及び国家公務員の給与法改正に基づき、森町職員の勤勉手当の支給月数を一般職員では0.1か月分を、再任用職員については0.05か月分引き上げようとするものです。

第1条では、令和4年度の6月と12月支給分を合算した0.1か月分を引き上げ、100分の105とし、再任用職員は0.05か月分引き上げ、100分の50にしようとするものです。また、俸給表の改正をしようとするものです。

第2条では、令和5年度の勤勉手当で6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.5か月分引き上げることで100分の100とし、再任用職員についてはそれぞれ0.025か月分引き上げ、100分の47.5とするものです。

附則でそれぞれ適用年度を付記しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第8、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第9、議案第4号 森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第4号 森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、森町職員の定年年齢を引き上げるため、所要の改正をしようとするものです。

主な内容ですが、1点目は職員の定年年齢を医師以外の職員については65歳に、医師については70歳にしようとするものです。

2点目は、管理監督勤務上限年齢、いわゆる役職定年を60歳としようとするものです。ただし、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、最長で3年間、引き続き管理監督職の勤務をさせることができる特例を設けております。

3点目は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規定を設けようとするものです。

附則として、医師以外の職員の定年年齢を段階的に引き上げるための期間についての規定と、定年年齢が65歳となるまでの間、暫定再任用として65歳まで任用できる旨の規定を設けております。

なお、施行月日は令和5年4月1日となりますが、医師の定年年齢を定める規定については公布の日から施行しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、森町職員の定年引

上げ及び地方公務員法の改正に伴い、改正の必要となる関係条例を一括して整備しようとするものです。

主な内容ですが、定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴う文言の整理及び地方公務員法への引用条項の変更のほか、第8条の森町職員の給与に関する条例の一部改正では当分の間、60歳に達した日の最初の4月1日以降の給料を旧定年退職日の給料月額の7割とする規定を盛り込む改正となっております。

また、従来の再任用制度が廃止され、新たに暫定再任用職員の任用に係る規定が改正後の森町職員の定年等に関する条例に規定されたため、森町職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第6号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○選挙管理委員会書記長（村本 政君） 議案第6号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただきます、資料により説明いたします。

提案理由につきましては、公職選挙法施行令で定める選挙運動の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本条例で定める限度額を当該政令で定める限度額に合わせようとするものです。

改正内容につきましては4点ございまして、1点目が選挙運動用自動車の借入代の公費

負担限度額、1日当たり1万5,800円を1日当たり1万6,100円に改めるものです。

2点目が選挙運動用自動車の燃料代の公費負担限度額、1日当たり7,560円を1日当たり7,700円に改めるものです。

3点目が選挙運動用ビラの作成代の公費負担限度額についてですが、作成単価7円51銭を7円73銭に改めるものです。

最後に、選挙運動用ポスターの作成代の公費負担限度額ですが、こちらの作成単価についてですが、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た額に5万1,000円を加えた額をポスター掲示場の数で除して得た額、こちら計算しますと1,147円となりますが、これを541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た額に5万1,000円を加えた額、これをポスター掲示場の数で除して得た額、こちら計算しますと1,163円となりますが、こちらの額に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第7号 森町選挙公報発行条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○選挙管理委員会書記長（村本 政君） 議案第7号 森町選挙公報発行条例の制定について説明いたします。

資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただきます、資料により説明いたします。

提案理由につきましては、公職選挙法第172条の2で「市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第167条から第171条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができ

る」と規定されておりました、この規定に基づき森町議会議員及び森町長の選挙において選挙公報を発行しようとするものです。

条例の内容につきましては、第1条では本条例の趣旨を規定しております。

第2条では、選挙公報の発行について、選挙管理委員会は町の選挙が行われるときは、選挙公報を1回発行することを規定しております。なお、説明文末尾の括弧書きには、準用する公職選挙法の条項を記載しております。

次に、第3条では、掲載の申請について、選挙公報へ掲載するときは、候補者が委員会へ申請を行うこと。また、掲載文は選挙公報としての品意を損なう記載をしてはならないことを規定しております。

第4条では、発行手続について、掲載文は申請時の原文のまま選挙公報に掲載すること。2人以上の申請があった場合、掲載の順序は委員会がくじで定めること。候補者またはその代理人は、このくじに立ち会うことができることを規定しております。

第5条では、配布について、選挙公報は、当該選挙期日の前日までに選挙人各世帯に配布すること。この配布が困難なときは、新聞折り込み、その他これに準ずる方法により配布に代えることができることを規定しております。

第6条では、発行を中止する場合について、無投票当選であった場合や天災その他避けることのできない事故があった場合、その他特別な事情があるときは選挙公報の発行を中止することができることを規定しております。

最後に、第7条では、委任について、この条例の施行に関し必要な事項は、森町選挙管理委員会が定めることを規定しております。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 全協のときにも何人か質疑はあったのですがけれども、第4条並びに第5条の部分なのですけれども、選挙公報を発行するというのはすごくいいことだというふうに私は思って高く評価はしているのですがけれども、選挙期間というのがすごく短いですね。5日間。告示日の5時までですか、受付を締め切ってから、この実務が始まるということですから、そうすると実質4日ですね。しかも、第5条の中に選挙期日の前日までということは、土曜日ということですね。ということは、選挙公報を手にして1日しか、最悪と言ったらおかしいけれども、ぎりぎりやったとして。そうすると、1日しかその選挙公報を目にして投票することができないということも含めて、今この町議、町長選だけではなくて、国政も含めてですけれども、期日前投票というのがかなり一般化している状況からすると、公報を目にする前に投票を済まされる方がかなりの部分出てくる可能性があると思うのです。ですから、できるだけ、だからといって早く締め切って、告示とともに選挙公報を配るということは不可能なので、できるだけ私は告示日の翌日にもう配れるくらいの準備ができる体制を取る必要があるのではないかなと思ったときに、

第4条で、全協のときにもできるだけ説明会のときというか、掲載文出していただくように要請はするというお話だったのですけれども、委員会でくじで決めるというのではなくて、届出順に公報に載せる順番を決めてしまうと、そうすると準備だけ是可以できるわけですよ。最後に、ぎりぎりに来た方は最後の掲載になるという形で、ゲラ刷りというか、版はある程度用意できるのではないかなと思うのですが、その辺り第4条の部分の改正をすると、第5条の部分で前日ではなくて、もっと早く出せる工夫になるのではないかなと思うのですけれども、その辺りいかがでしょう。

○選挙管理委員会書記長（村本 政君） お答えします。

檀上議員おっしゃるとおり、非常に期間が短い中で取り組まなければならないということでございます。

今おっしゃったくじのところなのですが、どちらにしても5時までは締め切れないと。そこからくじ、仮に30分かかったとしても30分しか変わらないのです。なので、これは法律の規定に準じて規定したものなのですが、ここは届出順にしてもさほど違いはないのかなと思います。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） その件は分かりました。

それで、やっぱり全協のときにも言ったのですけれども、町の広報と同じようなルートで配るのですかという話も質疑させてもらっていたのですけれども、やっぱりできるだけ早く配布するためには、これ専用きちんとすぐ、例えば水曜日なり木曜日なりにまけるというふうな形で特別な配布体制をきちんと確保して配布する人を人選というか、地域ごとにきちんとさせるということが必要ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺りいかがでしょう。

○選挙管理委員会書記長（村本 政君） お答えします。

今の時点でそこまでは考えていなかったのですが、私もこの間ずっと期間短い中でどうやってやったらいいのかなと悩んでいるところでして、今明確な回答はできませんけれども、なるべく早い配布にできるよう考えて、協議していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○14番（松田兼宗君） 確認したいのですが、この公報というのはあくまでも紙媒体というふうな理解でいいのですか。もしそういうような時間的な制約があるのなら、当然選管のホームページあるでしょうから、そこで公表していくとかということは考えられないのでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（村本 政君） お答えします。

今検討しているのは紙媒体での配布のことでありまして、それとは別にインターネット上には公表する予定であります。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第7号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第12、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第8号 令和4年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町一般会計補正予算の第10回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億6,744万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ148億4,935万円にしようとするものです。

第2条の継続費、第3条の繰越明許費、第4条の債務負担行為、第5条の地方債の補正は、第2表、第3表、第4表及び第5表にそれぞれ記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税、項1町民税から項4たばこ税までは、直近の調定額に基づき、それぞれ増額しようとするものです。

款13分担金及び負担金は、汚泥再生処理センターの建設工事の工期延長に伴い、鹿部町からの負担金を減額するものです。

次に、12ページの款14使用料及び手数料の218万4,000円は、熱水供給施設の電気料金の値上げなどに伴い使用料を増額しようとするものです。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の255万円は、各種障がい福祉サービスに係る負担金をそれぞれ計上するものです。節2児童福祉費負担金の750万円は、障害児通所給付費に係る負担金を増額計上するものです。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事務補助金を計上し、郵便局でのマイナンバー申請受付事務費に充当しようとするものです。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の6,603万1,000円は、行政ポイントを活用した生活支援、経済対策事業に係る費用に充当しようとするものです。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金と節2児童福祉費補助金の増額補正は、住民税非課税世帯の給付金と低所得の子育て世帯への給付金事務に係る会計年度任用職員

の person 費に係る補助金となっております。

目 3 衛生費国庫補助金は、汚泥再生処理センター建設工事の工期延長に伴い補助金を減額するものです。

款16道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費負担金、節 1 社会福祉費負担金の127万5,000円は国庫同様各種障がい者福祉サービスに係る道負担分を、節 2 児童福祉費負担金の375万円は障害児通所給付費に係る道負担分をそれぞれ計上するものです。

次に、14ページの項 2 道補助金、目 4 農林水産業費補助金の206万4,000円は、各種事業に対する道の補助金を計上しております。

目 7 教育費補助金の420万円は、地域づくり総合交付金を計上し、鷲ノ木遺跡整備に充当しようとするものです。

項 3 委託金の 4 万7,000円は、障がい者に対する調査実施に係る委託金を計上するものです。

款18寄附金は、ふるさと納税の今後の収入を見込み15億円を増額しようとするものです。

款19繰入金 of 財政調整基金繰入金は、補正予算に係る財源調整の結果、減額するものです。また、ふるさと応援基金からの繰入金を計上し、各種事業に充当しようとするものです。

次に、16ページの款22町債、目 1 総務債は、町有建物解体工事に係る費用に充当するものです。

また、目 3 衛生債の減額は、汚泥再生処理センターの建設工事工期延長によるものです。

次に、18ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。なお、各科目に燃料費、光熱水費及び人件費の増額補正がありますが、燃料費、光熱水費については燃料単価の上昇と電気料金の値上げが主な要因であります。また、人件費については、令和 4 年の人事院勧告に基づく職員の俸給表改定に伴い会計年度任用職員の給料月額も引き上がったことによる増額補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。なお、各科目の減額補正につきましては、事務事業の執行精査によるものが主な理由となっておりますので、説明は一部省略させていただきます。

款 1 議会費の37万8,000円は、森町議会議員の期末手当支給月数の改正により増額補正するものです。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 8 普通旅費の66万2,000円は、予算不足が懸念されるため増額補正するものです。節11役務費、節17備品購入費では、町内案内板を設置するためのインフォメーションスタンドを購入しようとするものです。また、案内板設置に伴い、各窓口上部の係名の案内札を整理するための手数料を計上しております。

目 2 人事管理費は、今後の執行額を精査し、増額しようとするものです。

目 4 財産管理費、節14工事請負費の103万4,000円は、上台町緊急避難住宅 5 号棟の解体工事について、労務費や資材費の高騰により工事発注前に改めて積算した結果、増額補正するものです。

目11諸費、節10、消耗品の150万円は新型コロナウイルス感染症により自宅療養されている方に対する食料品などの支援物資の購入費、節18負担金補助及び交付金ではその他負担金にそれぞれ予算不足が懸念されるため増額しようとするものです。

次に、20ページの項3戸籍住民基本台帳費の177万3,000円は、町内9か所の郵便局でマイナンバーカードの申請受付を実施するための費用を計上しております。節12委託料では申請に係る委託料を、節17備品購入費では申請に当たって必要となるデジタルカメラ及びプリンターの購入費を計上するものです。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

項6監査委員費の1万5,000円は、監査委員の費用弁償に予算不足が見込まれるため増額するものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の9万3,000円は国民健康保険特別会計へ、また目4老人福祉総務費、節27繰出金の470万円は介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計へそれぞれ所要の繰り出しをしようとするものです。

目5障害者福祉費の4万2,000円は、障がい者に対する調査に係る費用を計上するものです。節7報償費は調査に協力していただいた方に対するお礼として、節10需用費は調査に係る事務費を計上するものです。また、22ページの節19扶助費の510万円は、自立支援医療費に係る給付費や障がい者の補装具費に係る給付費を増額計上するものです。

目11生活支援・経済対策事業費の1億5,863万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ふるさと応援基金繰入金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰などの影響を受けている生活者に対する支援として行政ポイントを付与する事業費を計上しております。節7報償費の1億4,929万2,000円は行政ポイント運用事業報償費として、節10需用費、節11役務費は封筒印刷や郵送などの事務費を計上するものです。なお、本事業は事業費の一部を明許繰越して、令和4年度から5年度にかけて実施しようとするものです。資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の136万9,000円は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金と子ども・子育て支援交付金の返還金を計上しております。

目2保育所費では、各保育所の小破修繕料のほか、備品購入費では森保育所のFF式ストーブの購入費を計上するものです。

目3障害児通所支援費、節17備品購入費の2万9,000万円はあいあいクラブの消火器の購入費を、節19扶助費の1,500万円は利用日数、新規利用者の増加により計上するものです。

次に、24ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目6病院費の38万4,000円は、国民健康保険病院事業会計への補助金及び出資金をそれぞれ増減補正するものです。

目8新型コロナ検査費、節10需用費及び節11役務費は、雪かき用品の購入費と除雪機の点検手数料を計上しております。

項2清掃費、目3清掃施設費、節12委託料、節14工事請負費の減額は、汚泥再生処理セ

ンター建設工事の工期延長に伴い減額しようとするものです。

款5労働費の8万8,000円は、冬期就労対策事業について、今年の人件院勧告で会計年度任用職員の給料単価が引き上がったことに伴い、これを準用している当該事業の作業員単価も同様に引き上げようとするものです。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の1万8,000円は、高速道路の使用料を増額するものです。

次に、26ページの日2農業総務費、節12委託料の82万5,000円は、人・農地プランに係るアンケート結果の入力や人・農地プラン用図面作成に係る委託料を計上しようとするものです。また、節18負担金補助及び交付金では、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金を増額計上しようとするものです。

目3農業振興費、節10需用費の修繕料は、基幹集落センター誘導灯バッテリー交換、修繕料を計上しております。

目5農地費、節18負担金補助及び交付金の3万2,000円は、濁川地区農地耕作条件改善事業費の増加に伴い、北海道土地改良事業団体連合会負担金を増額補正するものです。

項2林業費、目2林業振興費、節10需用費の修繕料2万円は、公用車の修繕をしようとするものです。節18負担金補助及び交付金の191万2,000円は、豊かな森づくり推進事業及び森林整備対策事業について、事業費の増加に伴い補助金を増額補正するものです。

次に、28ページの項3水産業費、目1水産業総務費、節11役務費の68万円は、沼尻漁港内の連絡車両引揚げに係る手数料を計上しようとするものです。

目3水産施設管理費、節10需用費の修繕料180万円は、水産系副産物再資源化施設で使用するホイールローダーのインジェクション及びターボチャージャーの交換修繕をしようとするものです。また、節11手数料の232万5,000円は、水産系副産物再資源化施設及び漁業系廃棄物リサイクル施設における排水くみ取り手数料を増額補正しようとするものです。

目4排水処理施設費、節12委託料の161万6,000円は、これまで汚泥処理を行っていた事業者が実施不可能となったため、他事業者に委託するため処理料金及び運搬料金を精査したことによる増額補正となっております。

款7商工費、項1商工費、目2観光費の26万9,000円は、道の駅の小破修繕をしようとするものです。

目3ふるさと応援対策費の15億円は、ふるさと納税の今後の収入を見込み、それぞれの費用を計上するものです。

次に、30ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節15原材料費の33万円は、道路維持補修に係るアスファルト補修材の購入費を増額しようとするものです。

項4港湾費では、港湾統計調査に係る旅費を減額し、事務用消耗品を対象経費にしようとするものです。

次に、32ページの項6住宅費、節10需用費の消耗品費15万円は蛍光灯などの住居管理用消耗品の購入費を、修繕料の270万円は町営住宅の今後の執行を見込み、増額補正しようとする

するものです。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節10需用費の91万6,000円は、教員住宅の小破修繕料を計上するものです。

続いて、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料では、各小学校の修繕料を計上しようとするものです。節12委託料の231万円は、森幼稚園の移設に伴い小学校の普通教室が校舎2階と3階に集約されることから、無線LAN環境を増強するための委託料を計上しております。

次に、34ページの項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料では、スクールバスに係る修繕料を増額補正しようとするものです。

項4幼稚園費、目1幼稚園費、節12委託料、節14工事請負費は、森幼稚園移設のための工事費及び施工監理委託料を計上するものです。節17備品購入費では、森幼稚園移設に伴い新たに必要となる備品を購入しようとするものです。また、さわら幼稚園に掃除機1台を購入しようとするものです。幼稚園の移設に関しましては、資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、36ページの項5社会教育費、目1社会教育総務費の18万2,000円は、郷土館の屋根の修繕をしようとするものです。

目2公民館費、節10需用費の修繕料10万2,000円は、砂原公民館の重油地下タンク給油口の配管修繕を実施しようとするものです。

目3図書館費、節17備品購入費の47万3,000円は、図書館で使用している暖房機器が故障、修理不能であるため、FF式ストーブ2台を購入しようとするものです。

目5文化財振興費、節10需用費の修繕料13万円は、発掘調査事務所の非常用通報装置の修繕をしようとするものです。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金補助及び交付金では、各種スポーツ大会の参加費に予算不足が見込まれるため増額補正するものです。なお、外ヶ浜交流事業は今年度も中止となったため補助金を減額するものです。

次に、38ページのみ2体育施設費の節10需用費、修繕料の86万6,000円は、サン・ビレッジ森のカーテン修繕のほか、小破修繕料を計上するものです。

目3学校給食費、節10需用費の修繕料25万8,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、この後、22ページ中段の款3民生費、項1社会福祉費、目11生活支援・経済対策事業費の事業内容変更につきまして、阿部住民生活課長より説明がありますので、よろしくお願ひします。

○住民生活課長（阿部泰之君） それでは、私のほうから行政ポイントを活用した生活支

援・経済対策事業について、事業内容を一部変更しましたので、ご説明いたします。

資料ナンバー9に沿ってご説明いたしますので、ご参照ください。まず、1点目の変更点は、事業概要の1行目です。以前は、マイナンバーカード取得者に対し行政ポイント1万円を付与することになっておりましたが、今回、令和4年12月31日現在、全町民に対して、まずは生活支援として5,000円分の行政ポイントを付与することとしました。また、既にマイナンバーカードを取得されている方と令和5年6月末までに新たにマイナンバーカードを取得される方には、さらに5,000円分の行政ポイントを付与することとしました。そのため、12月31日現在、マイナンバーカードを取得されている方は1万円分のポイントになり、取得されていない方については5,000円分のポイントを送付することになります。また、1月から6月末までの間に新たに取得された方については、後から5,000円分のポイントが付与されます。

2点目の変更点は、下段に記載しているスケジュールで、令和4年12月31日に森町に在住している方全員に5,000円分の引換券を1月中旬頃に送付いたします。さらに、12月31日までにマイナンバーカードを取得されている方も同じく5,000円分の引換券を1月中旬頃に送付いたします。また、1月から6月末までに新たにマイナンバーカードを取得された方は、月締めで5,000円分の引換券を送付いたします。

3点目の変更点は、予算についてです。当初対象者への引換券の送付は1回のみで予定していましたが、今回の事業では1月以降にマイナンバーカードを取得した方には2回引換券を送付することになりますので、その分の封筒、郵便代が追加になります。そのため、歳入ではふるさと応援基金が8,932万5,000円から9,260万5,000円になります。歳出の報償費は変更ありませんが、需用費が41万5,000円、役務費も892万9,000円になります。

最後に、先月の全員協議会で多くの要望をいただいたマイナンバーカードを取得することへのメリットや、またマイナンバーカードに対して一部誤解されている、このような内容などを広報及びホームページで分かりやすく説明するように対応したいと思います。

説明は以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、これから質疑を行います。

事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。ページ言ってからにしてください。

質疑ございますか。

○11番（檀上美緒子君） 幾つかあるのですけれども、どうしたらいいでしょう。

○議長（野村 洋君） 1つずついきましょう。

○11番（檀上美緒子君） 1つずつでいいですか。

○議長（野村 洋君） はい。

○11番（檀上美緒子君） では最初に、歳入歳出に関わってなののですけれども、先ほどの説明でもあったのですけれども、汚泥再生処理センターが半導体の入荷の問題で延期され

るということは全協の中でも報告あったのですけれども、そこでよく分からないので、まず1点目お聞きしたいのですけれども、収入の部分でも、それこそ延期のために負担金が減額されていますし、支出の部分も減額になっていますよね。それって延期されたからという理由なののですけれども、どういうことなのだろうと、よく分からないのですけれども。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

こちら工期延長することにより、出来高が減った分、その分が令和5年度になりますので、減額になった分は令和5年度で予算計上することになります。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） 要するに、そうしたら延期されたということで、今年度分の収入も支出も含めて止まってしまうという解釈なのですか。そして、動き出す来年度にそれが再開するという解釈でよろしいのですか。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

檀上議員の質問は、減になった分がどうなるかということで間違いはないですね。

減になった分は、今年度の出来高に上がらない部分ですので、その部分が来年度に延長になることから、来年度に計上されることになります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） この件はいいですね。

○11番（檀上美緒子君） はい。

○議長（野村 洋君） 続いて、何ページですか。

○11番（檀上美緒子君） 20、21です。資料ナンバー8のところなののですけれども、マイナンバーカード申請業務委託ということで、需用費、役務費、委託費、備品購入費ということになされているのですが、資料のほうで事業概要の主な対象経費ってありますよね。それで、備品のデジタルカメラプリンターの購入はよく分かったのですが、いわゆる委託費というのがこれのどこに当たるのかというのがよく分からなかったのです。

それと、特に対象経費の初期導入費、初回のみということで2万円掛ける9局というふうになっているのですけれども、これの意味もよく分からなかったのですが、その辺り説明をお願いいたします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、委託料の部分なののですけれども、資料の主な対象経費の上から3つとも、導入費と固定費と申請支援事務費が委託料になります。初期導入費、こちらについては郵便局と契約する際には必ずかかるものです。中身的には、郵便局でもやっぱりある程度細々したものでも幾らか準備することがあるので、必ず2万円のほうは要求されます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 特に申請支援事務費1件700円と書いているのですけれども、どの程度の数を予測されているのですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

これ、正直言って初めてやる事業なものですから、どのくらい来るといというのは正直なところ相当迷いました。今のところ予算計上しているのは、大体1日1局1件で計算しております。当然不足になった場合とかは、補正なりして対応していきたいと思っております。以上です。

○11番（檀上美緒子君） いいですか。

○議長（野村 洋君） 別件ですか。

○11番（檀上美緒子君） 別件です。

○議長（野村 洋君） 別件、何ページ。

○11番（檀上美緒子君） 一番問題のところなのですが、22、23ページです。社会給付費の目11生活支援・経済対策事業費として組まれている1億5,863万円の部分なのですが、ここにも明確に書いているように、生活支援・経済対策事業費とうたっているわけですよ。資料のほうの9ページになりますけれども、ここにも事業目的として行政ポイント付与する云々と書いているのですけれども、事業目的そのものとして整理すると、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けている生活者に対する支援、これがまず1つですよ、目的。そして、地域経済の活性化を図ると、これが大きく2つが今回の事業の目的だと思うのです。ところが、事業内容を見ますと、まずも〜りーくんカードにチャージするということですよ。ということは、も〜りーくんカード加盟店でしか使えないということなのです。そうすると、も〜りーくんカードを今使える店舗というのは41ですよ、森では。ということで、そのほかはこの事業からはじかれてしまうということで、経済効果、活性化から除外されているということで、目的からいっていかがなものかと思うのと、それともう一つ、マイナンバーカードを取得しなければ追加がもらえないということからすると、さっき言った目的を2つに言っているが、実際には目的がも〜りーくんカード加盟店の促進とマイナンバーカード促進、これを目的にして5,000ポイント、5,000ポイント、手だてとしてやりますよというふうにはしか受け取れないのですけれども、いかがですか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） まず、も〜りーくんポイントの件についてお答えいたします。

今年度様々なコロナ支援対策としてもりまち応援券Ⅲ、飲食店プレミアム商品券など、様々な分野で様々な手法で今回行っております。

今回につきましても、経済の回復ということで商店会のも〜りーくんポイントとして行

政ポイントを活用した取組ということで、現在の生活支援という部分もありますけれども、将来的にアフターコロナを見据えた取組という部分も併せて行う事業でありますので、こちらの事業内容となっております。

以上です。

(「だから、目的」の声あり)

○住民生活課長（阿部泰之君） 私のほうからマイナンバーカードの件について回答いたします。

まず、森町のマイナンバーカードの普及率、こちらのほうが10月末現在で、全国平均で51%、森町が43%となっています。昨日、11月末の速報値、これ森町の分しか分からないのですけれども、47.3%ということで、10月からは3%くらいは上がっているのですけれども、こちら私もショックだったのですけれども、渡島管内で一番悪い数字となっています。今までは、真ん中くらいに位置していたのですけれども、今月このような結果になってしまいました。そういうこともあって、以前からうちの課としては各種イベントに出てPRしたり、あと企業とか各団体に出向いて受付の申請等行って、普及率の向上に努めてまいりました。そういったことをやっても、今こういう結果になっていることもありますので、あとほかの市町村でどういった取組があるかというのも参考にした結果、今回このような事業をやれば、全員とはいかないとは思いますが、多少なりともパーセントは上がるのかなと思ひまして、この事業をきっかけに一人でも多く申請してもらうためにも今回上程いたしました。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） だから、私目的が変わっているでしょうということをお願いしたいのです。今奥山課長も阿部課長もそうですけれども、これを通じて商店街の拡大もしたいし、マイナンバーカードの拡大もしたいということが目的化されているのだ。だけれども、事業としては、あくまでも生活支援であり、地域経済活性化とうたっているわけでしょう。その目的を達成するために最もいい方法として、使い勝手もいいし、簡便で早くできるということを私は最優先した事業にするべきだと思うのです。最初に私が言ったように、そういいながら実際はも〜り〜くんカード加盟店を増やしたい、マイナンバーカードを普及したい、それが目的になって、この5,000ポイント、1万ポイントを方法として、手段として使っているとしか私には見えてこないのです。ほかの方も多分そういうふうに使われると思うのです。それが私は問題だと思うのです。特にも〜り〜くんカードに特化するとか、やるということは、さっきも言いましたように41店舗なのです、今現在森で加盟されているのが。そして、8月にやった応援券のときに、やっぱりこれも活性化をメインにしてやりましたよね。そのときの参加した業者といたら、これと比較したら雲泥の差

でしょう。地域活性化につながるという点からすれば、応援券をやったときのほうがはるかに有効だったと思うのです。そういうことからして、も〜りーくんカードに特化させるということが果たして妥当なのかというふうに思うのです。マイナンバーカードの部分も、国がそれこそマイナンバーカード普及したくて2万ポイント付与しますよと大宣伝しましたよね、全国的に。だけれども、なかなか目的に至るだけの普及率にはならなかったら、今度保険証を取り上げるみたいなおどしに関わってきているわけなのですけれども、それはそれで問題なのですけれども、でも正直なのです。マイナンバーカードを普及したい。だから、ポイントを出す、保険証を取り上げる。そして、八雲もそうだと聞きました。2万ポイントにプラスして、町独自で普及させるために5,000ポイント上乘せするというのをやっているというのですけれども、森は……

○議長（野村 洋君） 時間です。

○11番（檀上美緒子君） 生活支援者何とかといいながら、目的がずれてしまっていないかということを行っているのですけれども、どうですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今回の事業目的、こちらについてはあくまでも今般の各種値上げによって、私もそうですし、皆さんもそうだと思うのですけれども、当然生活は苦しくなっています。その中で、町内の事業者、こちらのほうも当然経営のほうは厳しくなってくると思っています。その中で、まず生活支援者全員に5,000円分のポイントを付与する。これで買い物をしてもらうというのがまず大前提にあります。マイナンバーカード促進も当然ありますけれども、それによってまたポイント付与されたことによって、また町内のお店で買い物してもらう。それで、経済効果になるということになりますので、どっちが先かという話にはなると思うのですけれども、結果的には全てのほうにお金が回っていくのかなと思っています。

以上です。

（「ごめんなさい。も〜りーくんカードの雲泥の差」の声あり）

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

も〜りーくんカードの加盟店につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり41事業者ございます。応援券Ⅲのときに、利用店につきましては130店舗ということで、今回利用できる加盟店は少ないのですが、生活支援に十分対応できる加盟店となっておりますので、今回の事業はも〜りーくんポイントということで、また今後様々な事業を考えていく場合には、それらも踏まえて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 別件ですか。

○11番（檀上美緒子君） いや、3回目ではないか、も〜りーくんカードで。

だから、私は何回も言っているのだけれども、それを目的にしてやるなら分かるのです。マイナンバーカードならマイナンバーカード普及、も～りーくんカード普及なら普及という形で今回はやりますというならいいのだけれども、そうではなくてあくまでも生活支援・地域経済活性化というのであれば、その目的が達成されるための最も利便性がある、使い勝手がよくてという方法を考えるべきだと思っているのです。特にこの非課税世帯への5万円の支給が10月に出されましたよね。そのときに、それこそほかの事業者だとか生活者支援の交付金も使う事業というのはあるはずだということを私質疑したと思うのですけれども、今はそれではないということではじかれたのですけれども、ほかの議会ではそれを実際に5万円とセットで取り組んでいる自治体が幾つか渡島でもあるわけです。そういうようなことからして、森はすごく遅れているという状況の中で、やっぱり本当に生活者の立場に立って、生活支援だ、地域経済活性化だと言ったときに、この方法が本当にふさわしい利便性のある内容だと言い切れますか。私は、そこが一番問題だと思っているのですけれども、もう一度お願いします。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

事業者支援につきましては、この交付金事業、約6,600万円の交付がございまして、そこで担当課から様々な事業を上げていただいて、その中で事業者支援を行っていくということについては、この6,600万円の枠の範囲内ではなかなか全ての事業者の支援を満たすことができないということで、今回このような生活支援、それから経済対策という支援策を上程させていく運びとなりました。

この目的のことを言われていましたけれども、生活支援策、そして経済支援策、もちろんですけれども、そこに対しては5,000円分、満遍なくお配りしていくということでございます。さらに、二次的な効果といいますか、プラスの要素としてマイナンバーの交付率の向上ということも町として強力に取り組んでいかなければならない状況であるということとはご理解いただきたいというふうに思っております。その部分につきましては、単費の部分になりますけれども、5,000円分、後から追加するというような形で、交付率の向上に向けた取組をしっかりとさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

あと、先ほど課長からも説明がありましたけれども、その支援策として応援券ですとか、あとプレミアム商品券、そして今回はも～りーくんカードのポイント付与ということで、切れ目なく事業を実施してまいるということで取り組んでまいりますので、その点も併せてご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） 別件でいいですか。

○議長（野村 洋君） 別件ですか。

檀上議員、まだたくさんありますか。

○11番（檀上美緒子君） あと2つ。

同じく22、23ページなのですが、民生費の目3障害児通所支援費なのですが、扶助費で1,500万円の児童発達支援費なのですけれども、これ1人当たり幾らで何人分なのかというのが分かればお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時49分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

利用者によって日数だとか時間数まちまちですので、一概に何人分というふうには言えない部分もございますけれども、昨年度の決算ベースで考えますと、1人当たり約8万970円ということで、割り返しますと約185人分というふうになります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、いいですか。

○11番（檀上美緒子君） はい。

では、最後、もう一点いいですか。

○議長（野村 洋君） 別件でね。

○11番（檀上美緒子君） 34、35ページなのですが、幼稚園費の森幼稚園移設に関わる改修工事なのですが、全協のときに改修工事の設計図というか、状況も含めて提示されているのですけれども、内訳ですね、内装関係の部分と外装関係の部分でどういう改修工事の内訳というか、その辺りお願いいたします。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

まず、校舎の改修としましては、保育室3室と職員室1室の全部で4室改修いたします。その内容としましては、既存建具の撤去だとか手洗いの改修、LED照明の改修というような形になっております。

あと、トイレの改修ということで、幼児用トイレ、職員用トイレ、多目的トイレ、シャワーパン、洗濯室を設置するというような形になっております。

廊下につきましては、壁の建具の補装だとか、あと間仕切りを設置して、小学校のほうに音ができるだけ漏れないような形にしております。

外構工事につきましては、駐車場舗装と園路の舗装、照明灯だとか、あと園庭のクレー舗装というような形になっております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） お金の割り振りというか、全てで1億7,761万円となっているのですけれども、内装でどのくらいで、外装でどのくらいというのが知りたかったのです。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えいたします。

事業費の内訳金額につきましては、一括発注するか分割発注するかも含めて入札内容に関係いたしますので、大変申し訳ないのですけれども、この場でご提示することは差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○15番（斉藤優香君） 今のところの幼稚園の改修工事なのですけれども、その内訳が分からないで1億7,761万円が計上されているのですが、3月11日に行われた父母の説明会では、この改修工事は数千万円という説明だったと思うのです。改修工事をして2億円という説明、2億円プラス2億円みたいな説明だったのですけれども、2億円。それが普通に改修、元の幼稚園、旧幼稚園を改修するのに2億円、幼稚園が小学校に入るのに数千万円という説明で行われていたと思うのですけれども、数千万円から今回の内訳でいきますと倍以上になっているというのは、その説明の後に父母にアンケートを行っているのです。数千万円の説明の後に父母にアンケートを行っていて、その後こういうふう金額が倍に変わったら、アンケートの答えももしかしたら変わったのではないかなと私なんかは思うのです。まして、そのアンケートのときには、小学校に幼稚園が入ると説明だったと思うのです。その後、今度は暫定的な措置でということに変わっていて、こういうふう変わった場合というのは、そういう説明をしないのか。もしくは、計画が本当でないまま、行き当たりばったりやっているのかなというのがすごく不思議なのです。

今回の設計業務仕様書というのを出しているのですけれども、それが7月に出しているのですけれども、その中でも今後の施設の利用形態に対応できるように、げた箱の話なのですけれども、今後の施設の利用形態というところもそういう説明も全然受けていないのですが、その辺りを申し上げます。

○学校教育課長（坂田明仁君） まず、事業費の関係なのですけれども、当初見込んでいたより工事費、労務費とかが上昇していることだとか、皆さん分かっていると思うのですけれども、ウクライナ侵攻だとか原油価格の高騰などで、資材だとか、かなり値上がりしている状況であります。その部分によりまして、かなり事業費のアップというのは多くなってきております。

ただ、当初私たちも考えていた部分と、あと幼稚園、あと学校のほうとの話合いの中で、ここは改修してほしいだとかという部分も増えてきているということで、事業費自体が増えているというのは確かでございます。

今の幼稚園のほうの改修2億円程度だというお話、保護者の中では話させていただいているのですけれども、その頃の改修費につきましては約2億2,000万円くらいだろうというような考えでございました。2億円くらいと思っていました。ただ、その中で、いながらの改修というのはできませんので、仮にほかのものに移ってもらって入るとなると、仮

の校舎というか園舎建てたりすると、その時点でも4億円以上はかかるだろうということで考えていました。さらに、この価格の上昇を踏まえると、大体今の状況であれば価格が1.5倍くらい値上がりしている状況でありますので、5億5,000万円、5億6,000万円という金額がかかってくるのではないかなというふうに考えております。

今後の施設の利用の関係でございますけれども、保護者の方からもお話聞いて、今回保育所建て替えるということで、こども園になった場合には入りたいというご意見もありました。保護者の中では幼稚園のままでもいいという話もありましたので、今回につきましては建物工事につきましても備品などについては建てつけのものでなくて、備品ということで動かせるような棚を設置するというので、いつでも、ほかのものでも活用できるような方法で今回の改修は考えております。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 先ほどの坂田課長の説明では、年々工事費が上がっていると言われておりますけれども、これは令和4年3月11日の説明なので、年内なのです。年内でも上がっているのは分かるのですけれども、大体工事費って3割、4割上がっているとは聞いていますが、やはり倍以上の感覚ですよ、数千万円から考えると。それは、どうなのかなという。こういうことになりましたという説明とかは、別にもう決まった時点では誰に説明するわけでもなく、ここでも予算を上げてしまえばいいというお考えなのでしょうか、もう一度お願いします。

○学校教育課参事（河野 淳君） ご説明いたします。

今回の価格高騰に伴う部分なのですが、年度当初から想定されていたわけではなくて、皆さん御存じのとおり円安が7月、8月から急激に上がってまいりました。大体90円後半から140円後半まで一気に上がったわけなのですけれども、現在資材については国内で生産しているというものはほとんどなく、ほとんどが海外からの輸入に、部品なども含めて頼っている状況でございます。やはりそこで価格が上昇した時点で、私どもも実際設計で見積り取ったのが10月の末から11月の頭ぐらいなのですけれども、実際の見積りを取って業者さんの価格を見るまでは、そこまで価格が上がっているということについて、やっぱり信じられない状況でした。今後の円安の相場も考えると、これから先、単価が安くなるということはなかなか想定できないということで、この部分については不可抗力ということで、今回保護者の説明会ではあえてしていないのですけれども、先ほど言いました前提条件につきましても、例えば耐震改修に2億円かかるということで4月に説明しておりましたが、同じことを当てはめると、それについても2億円かかると言ったものが、今現在では3億円くらいかかるということになりますので、やはり比較の対象が変わるわけではなくて、全体的に価格が押し上げられているということでご理解いただきたいと思っております。

あと、利用方法なのですけれども、今後の利活用どのように変わっても、なるべく最小限の経費でなるように考えております。もちろん一部改修は必要な部分もございますが、

例えば手洗いにしても物品庫のほうの手洗いは残しておりますので、例えば学童保育に使うとなった場合でも、新規につけるわけではなく、物品庫のほうを今度保育室に使うとかの活用でやれるように、こちらも単価高騰しながらも、なるべく費用かけない形で検討してまいる所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○15番（斉藤優香君） 金額がかかっていくというのは分かるのですが、やはり最少の経費で最大の効果を上げるということが一番大事ではないかと思っている中で、また改修と言ったら、また何億円ということが、多分トイレとかは改修していかなければならなくなっていくはずなのですよね。そういう水回り系とかも考えた場合に、本当にこれがこういうふうになりましたよということを説明しなくてもいいものなのか。これだけの高騰がなりましたというのを、お便りでも何でも出すなりなんなりするとか、あとは本当に中長期的な計画をきちっと出す。それに伴ってこの値段が上がりましたというのであれば、その最大の効果を出すことができると思うのですが、行き当たりばったりはよくないなという、暫定的な措置としてというのであれば、また違う方法もあるのかなと思ったのですが、もう一度その辺りをお願いします。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

私ども、行き当たりばったりという考えは持っておりません。この方法がほかの方法に比べて一番安く、一番早く移れる方法だと思ってやっております。

保護者の方につきましては、今週金曜日にこの議会が終了次第、説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○9番（河野文彦君） 資料ナンバー9ページの行政ポイント活用の件なのですが、まず今回の事業でエネルギー、物価高騰などの支援と行政ポイントを活用する商店会の支援。1つの事業で様々な効果を実現する大変すばらしい事業だなと思って見させていただきました。

マイナンバーカードとはという話を今ここでしてしまうと、物すごく時間かかってしまうので、ただも～りーくんカードに関しては、現在41店舗ですけれども、今後こういう事業を基にこの商店会に加盟しても～りーくんカードのポイントの付与の機械なんかを導入してもらって、そういう店舗が増えることによって、このも～りーくんカードの本来の意義ですか、単純にポイント機能だけではなくて、見守り機能であったり、あと図書館だとか体育館だとかでもポイントが付与されるということで、様々な町民の福利厚生のために役に立っているも～りーくんカードの普及のためには大変すばらしいなと思って見ていました。

それで、先ほどの説明の中で郵送が2回になるというようなご説明があったかと思うのですが、その辺をもう一度教えていただきたいのです。当初発送する時点で町民全員の方プラス、その時点でマイナンバーカードを既に持っている方、要は5,000円分の書類、5,000円分の書類、2つを入れると、その方の郵送って一度で済むのかなと思ったので

すけれども、私の勘違いだったら教えてほしいのですけれども、2回郵送するというふうに理解してしまったものですから、その辺を教えてもらえますでしょうか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

2回になるというのは、1月から6月までにマイナンバーカードを作った方には、どうしても作ってからの郵送になるので、1回目の全員に当たる5,000円分と、既に作っている方は1月中旬くらいに一括で送ります。1月以降の方は、それぞれ2月とか3月に送ることになるので、回数の方は増えるということです。

以上です。

○9番（河野文彦君） 別件いいですか。

○議長（野村 洋君） 別件。

○9番（河野文彦君） 幼稚園の改修の件なのですけれども、当初もうちょっと安い金額というようにお話をしていたかと思うのですけれども、実際に設計をしてみたら、それは担当課で必要だと思う部分、また既に使用している小学校のほうからのお話なんかを踏まえて設計した金額がこれになったというところで、実際の市場価格に沿った設計をされて、この金額になるはずですね、もちろん。ですから、私的にはこの図面見て、事業規模、造作する規模等々見ると、安いとは思わないけれども、決して高い金額ではないのかなというふうに思っていました。この事業自体、当初設計があり、あと遊具の移設ですか、その辺はもう既にスタートしてしまっているわけです。ですから、ここでそもそも何か幼稚園をここに仮で移すこと自体がというようなお話になってしまうと、その設計の時点からどうだったのという話にさかのぼらなければならないような事態になってしまいますので、ただこれから分離して発注するか、一本化で発注するかによって、入札に絡んでくることですから、今金額は詳細なことは提示できないという部分は、正直私も金額知りたかったのですけれども、そういう事情があるのだなというふうに理解したところでした。入札の競争原理によって、これは多分マックス最大の数字だと思うのですけれども、それが入札の効果によって、できるだけ安くすばらしいものができたらなというふうに思っていました。

それで、もちろん小学校側からの要望等々も聞き入れての設計だというふうに伺ったのですけれども、よく内地なんかで幼稚園、保育所が新設されると子供の声がうるさいから造るななんて、そういう住民の意見が出るなんていう話聞くのですけれども、僕心配なのが、小学校のほうから子供たちが例えば園庭でわあわあ、きゃあきゃあと遊んでいる声が授業の障害にならないかというところがすごく心配なのです。幼稚園、保育所の周りで、僕はそういう小さい子供の声が聞こえてくるというのは大変いいことなのではないのかなと思うのですけれども、何せ元気な……

○議長（野村 洋君） 河野議員、まとめて。

○9番（河野文彦君） 元気な子供たちの声が勉学に集中している子供たちの障害にならないような配慮はされたのかどうか、そこをお願いします。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

遊具の位置につきまして学校とも協議して、教室の真上にならないような形というか、窓側というか、真上にならないような形の場所で設置してくださいということで、グラウンド側というか、そちらに設置しましたので、駐車場側に最初は設置しようと思ったのですが、それでも、そちらであれば上の教室のほうに音が漏れることが結構あったかと思うのですが、考慮しながらやっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○14番（松田兼宗君） 最初に、幼稚園のほうから話をしたいと思います。

○議長（野村 洋君） ページ。

○14番（松田兼宗君） ページは、35ページですか。まず、この予算からいうと、設計業務委託料、監理業務委託料ですね、これ普通、通常、私素人なので分からないのだけれども、間違っているのかもしれないのだけれども、普通監理委託料という場合、工事費の1割から2割の間だというふうに私認識しているのですが、そこからいうと、この金額というのは低過ぎないですかというふうに思っているのですが、まずその1点。

それと、3月議会において、一般会計予算を議決するときには附帯決議というのを上げているのです。それ、まず御存じなのかどうか。そして、この中で、これは保育所の整備計画についての附帯決議なのだけれども、この中で1つ目として、森町の将来を見据え、幼児保育、幼児教育全体を考慮した施設整備を行うことというのがあるのです。そうすると、この幼児教育全体を考慮したということを考えれば、今回の教育委員会が扱う幼稚園の整備事業に関しても、当然これに見合った形で造っていくのかなと私は思うのですが、そもそもそういう、それについて考慮した経緯があるかどうか。

それともう一点、外構工事の中で思っていることなのですが、今の幼稚園の場所は道路上に交差点の中にあるのだけれども、今回の場合は袋地の中で出入口が1か所になってしまいますよね。とすると、駐車場の駐車スペースを造った上で、奥のほうで当然Uターンして車が来るわけです。とすれば、時間帶的に集中するのだと思うのです。とすれば、事故の危険が高まらないですかということなのです。その辺をどう考慮しているのかを、その3点、まずお聞きします。

○学校教育課参事（河野 淳君） お答えいたします。

まず、1点目の設計業務の金額について安過ぎるのではないかとということなのですが、一般的には1割から2割という、割り返すとそういう形になるのですが、実際は予想される工期に対して人件費の部分ですので、必ずしもイコールにならない場合がございます。

次に、外構が袋地になるのではないかとということだったので、最初工事費削減するために両側止まりにしようとしたのですが、やっぱり両側でバックしたりすると事故起きるので、今回いろいろレイアウトも考えて、片側だけにいたしました。駐車場については、ある程度広さ持っていますので、大体今の保護者が25人から30人くらいが

来るのですけれども、一度に来ても事故が起きない程度の広さはある程度確保した中での駐車場の設計になっております。

○学校教育課長（坂田明仁君） 附帯決議の部分でございますけれども、附帯決議の幼稚園の部分につきましては、今回緊急避難的というか、できるだけ早く園児の安全を図るという意味で、こちらのほうでは考慮しておりません。ただ、保育所の整備計画で学校教育のほうも含めた形でお話しさせていただいておりますので、その辺ご理解いただきたいというふうに思います。

○14番（松田兼宗君） まず最初に、今の話、考慮しているということ。当然附帯決議を知らないわけではないですよ。とすれば、その部分を考慮しているかどうかだけ、まず答えていただきたいということと、それともう一つ、駐車場のスペースの安全確保のために、事故が起きないための配慮はしているという話なのだけれども、実際問題としてここを全部舗装するわけですよ、当然。舗装していないですよ、今。だから、それをやった上でやるとすれば、余計きちっとした、ラインの引き方一つによって事故を未然に防げる可能性があるんで、そういう部分を考慮しているのかどうか、お願いします。

○学校教育課参事（河野 淳君） お答えいたします。

まず、駐車場の関係なのですけれども、もっと大きなくくりとして学校全体をどのように使うかということで、小学校のほうとも何回か協議を進めました。私どももなるべく工事費減らしたいので、当初現在ある駐車場を使うということで学校のほうに提案したのですが、学校のほうはそういう接触事故等も避けたいので、完全に小学校の部分と幼稚園の部分はセクション分けてほしいということで要望が出されました。現在レイアウトについては、道道側については小学校の管轄で駐車場とかも小学校のみ、駒ヶ岳側のほうの広場については幼稚園のみということで、学校で一番危惧しているのが、小学校と幼稚園がミックスしてしまうことで事故が起きるということを想定されておりましたので、まずそこを避けるということを第一に検討を行いました。

2番目に、私たちも現場を何回も歩いて、本当にここを車通っても大丈夫かということも実際中に入って見て何回か検証して、ある程度大丈夫だろうということで今回レイアウトについても提案している状態でございます。

○学校教育課長（坂田明仁君） 附帯決議の部分ですけれども、先ほどと同じような回答になってしまいますけれども、これについては子育て支援課とも話ししておりまして、こちらでも理解しております。

今回の幼稚園の移設につきましては、緊急避難的ということで急いでいましたので、この辺については考慮しておりません。ただ、保育所の整備計画を話し合う中では、学校教育課のほうも入って話ししておりますので、ご理解ください。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 別件でいきます。

それでは、まず13ページの一番上のところ、農林水産業使用料のところ、熱水供給施設

使用料が218万4,000円計上しているのですね、歳入で。これは、説明では当然灯油の値上げの部分も含めての施設使用料が入ってくるのだという話なのですが、それに対して、当然歳出の部分があって、それを超えた形で燃料代が上がっているわけです。そして、今回たまたま、この後出てくる請願が上がっています。その部分で農業支援を考慮した場合、施設利用者というのは負担額がこれだけ多くなっているのです。とすれば、何らかの形で町が補助というか、そういうことを考えているのかどうか。

それともう一点、全体的に今回補正の中で水道光熱費がすごく補正かかっています。それだけ灯油から電気料から上がっているためなのだろうけれども、どの程度今後見込んでいるのか。今回私計算してみませんでしたが、当初予算より相当の額ですよ。その辺、今後どう考えているのかも含めてお聞きします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、熱水利用園芸施設費の電気料の関係ですが、これは個別に、例えば2つの生産組合に対して支援を考えているかという質問だと思うのですが、これにつきましては支援のほうは考えておりません。ただ、両組合に対しては、高圧ですね、要は熱交換施設に温水を供給するとか、ポンプ室を経由して水を供給するという部分の高圧の電気料になりますので、どうしても高圧の電気料高騰に伴って両組合には負担が増えますよということは事前に伝えておいてまして、その辺の了解はいただいております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 灯油の燃料費の高騰の部分をどの程度把握しているのかの問題です。それは、全体の話です。総務課長の説明、それを省いていると思うのだけれども、その中で全体的にすごい額になると思うのですが、そのトータルの金額がどれだけ、今後3月まででどの程度見込んでいるのかなと思って、その辺聞きたいです。

○議長（野村 洋君） 松田議員、どうですか。今ここでその詳細というのは……

○14番（松田兼宗君） 後でいいです。それは、後で教えてください。

○議長（野村 洋君） 後でいいですか。

○14番（松田兼宗君） それで、別件であと2問あります。

○議長（野村 洋君） 別件ですか。

○14番（松田兼宗君） はい。

21ページのマイナンバーカードについてなのですが、取得率が森町の場合5割以下なわけですよ。それで、今回行政ポイントを使った形でやるのはいいのですが、ほかの町で結構そういうことをやって、増えている部分があるのでしょうかけれども、実際問題としてこれだけ低い理由というのは、町民の方がそれだけマイナンバーカードを取得しない理由というのはどういうふうにして把握しているのか。それが分からない限り対応できないのではないかと私は思うのです。その辺、どういうふうな理解でいるのか、お願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

住民がなぜマイナンバーカードを取得しないのかという話だったと思うのですけれど

も、全員の意見は聞き取れなかったのですけれども、ある一部の方はこのマイナンバーカードを作ることによって全部個人情報ばれてしまうだとか、あと銀行にひもづけするとお金を引き出されるだとかといった間違っただけの情報を植えていているとか、考えてしまっている方もいます。あと、中にはこれを作ってどうなのというメリットの部分理解していない方もかなりいます。そういうことも含めて、先ほど説明したとおり、今後広報だとかホームページでそういったことを周知していきたいと思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） そうしたら、今後その辺の間違っただけの情報なり、そういう形で町側は把握しているとすれば、それをどうやって解消するかの問題で、今ホームページとかいろいろな広報を使ってやると言っているけれども、実際それをやったからって増えるのかという問題だと思うのです。そういう把握しているのはいいのだけれども、もっと深い部分で、そう思うならそれを周知するためにもっとほかの方法を考えるべきだと私は思います。

それで次に、行政ポイントの話なのですが、今回5,000円分のマイナポイントと言っているけれども、この5,000円分のポイントというのは1万ポイントを付与するということですよ。というのは、森町で5,000ポイント事業実施要綱があるのです。これでは、そういうことで200ポイントで100円分なのですから、1万ポイントを付与するということですよ。だから、その辺をちゃんと誤解のないようにしてもらったほうがいいのではないかと。ということと、もう一点、発行日から有効期限というのは90日になっていますよね、この要綱からすると。今回も90日と言っているのだけれども、この辺は延ばすということは考えないのでしょうか。今後ますます……というのは6月までですよ、年明けの。とすれば、90日というのでは短いではないですか。要綱でそううたっているから、それに従った形でやっているのだからだけれども、その辺考える余地があるのだと思うのですが、いかがでしょうか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、も〜りーくんカードのポイントの関係だったのですけれども、議員おっしゃるとおり確かに1万ポイントになります。ただ、そのポイントでいうとややこしくなる部分があるので、金額のほうで今回このような表現をいたしました。

それと……

（「有効期限」の声あり）

○住民生活課長（阿部泰之君） 有効期限3か月、こちらのほう考えました、事業を考えるとときにですね。やっぱり長くしても、もうどうしようもないとか、ポイント付与とか、チャージしない人は、極端な話、1年とかつけてもポイントを付与しない方もいますので、ここは区切りのいい3か月で設定をしております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 期間の問題なのですけれども、も〜りーくんカードのポイントの有効期限は2年のはずですよ。そこからすると、この行政ポイントだけ3か月というの

は、それと合わない気がするのです。だから言うのですが、その辺どうなのでしょう、考え方としては。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今年度、令和4年度ですね、3月31日までとなると、ちょうど3か月くらいになるのです。あまりに期間延ばしたときに、多くの方が次年度まで引っ張ってしまうと、うちの交付金も6,600万円ということで、なるべく、この6,600万円は繰り越せないものですから、その分早めに消化してもらいたいということもあって、このような期間に設定しています。以上です。

○議長（野村 洋君） 3回終わりました。

ほかにないですね。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第9号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第9号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第4回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億3,002万8,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金の増額は、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う国保事業報告システム改修負担金に対する特別調整交付金確定によるものです。

款5繰入金、項1一般会計繰入金の増額は、職員の給料及び職員手当の増額に伴うものです。

款6繰越金、項1繰越金の増額は、歳出で説明いたします国庫負担金等償還金及び保険

給付費等交付金償還金に充当しようとするものです。

款9財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の増額は、国民健康保険事業基金運用利子が発生したことによるものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人事院勧告による給与改定及び職員手当の増額分です。

目2連合会負担金につきましては、金額は変更せず、財源内訳を変更し、特別調整交付金を充当しようとするものです。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金の増額につきましては、基金運用利子を積み立てようとするものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金の増額は、国保税コロナ減免の額確定に伴う令和3年度国民健康保険災害臨時特例補助金の償還分です。

目4保険給付費等交付金償還金の増額につきましては、国保税コロナ減免額の確定に伴う令和2年度特別調整交付金返還金及び令和3年度普通交付金返還金でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第10号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第10号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,111万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億6,695万円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料448万

7,000円の減額につきましては、特別徴収及び普通徴収保険料の精査により補正するものです。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金231万円の増額及び項2 国庫補助金、目1 調整交付金88万円の増額につきましては、歳出で説明いたします保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて補正するものです。

目4 保険者機能強化推進交付金302万7,000円の増額及び目5 介護保険保険者努力支援交付金234万4,000円の増額につきましては、交付金の額の確定に伴い補正しようとするものです。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金339万1,000円の増額、6ページの款6 道支出金、項1 道負担金、目1 介護給付費負担金177万2,000円の増額及び款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金157万円の増額につきましては、歳出で説明いたします介護給付費の増加に伴い各負担割合に応じて補正しようとするものです。

目3 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）20万8,000円の増額及び目5 その他繰入金10万1,000円の増額につきましては、歳出における人件費の増額に伴い補正しようとするものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1 総務費、項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費4万2,000円の増額につきましては、職員手当の増額に伴い補正しようとするものです。

目2 認定調査等費5万9,000円の増額につきましては、職員の給料、職員手当及び共済費の増額に伴い補正しようとするものです。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費1,155万3,000円の増額及び目7 介護予防サービス計画給付費100万9,000円の増額につきましては、給付費の増加に伴い補正しようとするものです。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、歳入で説明いたしました交付金の額の確定に伴い財源内訳の変更をしようとするものです。

10ページの項3 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費4万1,000円の増額及び目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費16万7,000円の増額につきましては、職員手当の増額に伴い補正しようとするものです。

款6 基金積立金175万5,000円の減額につきましては、給付費の増額の財源とするため準備基金積立金の補正をしようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 8ページ、9ページなのですが、款2 保険給付費の目1 介護予防サービス給付費なのですが、今回の補正のほとんどの金額になるかなと思って、

すごい金額が補正になっているのです。ということは、補正前のほぼ半分以上が補正になっているのですけれども、何か理由というか、あるものなのですか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

当初予防サービス給付費の支払い見込額を算定して当初予算組んでいたのですけれども、現時点で算定した際に不足見込額が生じたため、今回補正させていただきました。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） だから、当初予算のときにはやっぱり例年のというか、それなりの算定の基準というか、あったのだと思うのですけれども、急にそれこそ利用者が増えたとか、そういうようなことがあったというふうなことになりますか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

当初利用者の部分と、あと金額的な部分で算定していたのですけれども、現時点において利用者の見込みも多くなっていると思いますけれども、現時点で不足額が生じたため補正したということです。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第11号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万1,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ2億6,681万1,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款

3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金282万1,000円を増額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当、節4共済費は、給与改正によるものと勤勉手当の支給月数の引上げによるものです。節10需用費は、燃料費及び光熱水費の価格高騰に伴う増額、同じく需用費の修繕料はリフトバスの車椅子固定用ワイヤーの取替え、ボイラーの配管漏れの修繕とその他小破修繕をしようとするものです。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節3職員手当及び節4共済費は、給与改正によるものと勤勉手当の支給月数の引上げによるものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第12号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第12号についてご説明いたします。

本案は、令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額へ445万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ9,465万7,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、水産加工会社から排出されますホタテのウロが増加傾向にございまして、今年度は最終的に当初の見込みから400トン増の2,700トンの受入れを見込みまして、800万円を増額するものでございます。

続きまして、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、歳出の執行精査に伴いまして359万5,000円を減額するものでございます。

また、款5項1目1繰越金につきましては、昨年度の決算で生じました5万4,000円の繰越金を補正財源とするため、相当額を今回補正しようとするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。歳出の款1項1目1総務事業費、節2給料から節4共済費につきましては、それぞれ人事院勧告に基づきます増額補正でございます。節10需用費につきましては、電気料金の値上がりに伴いまして37万円を増額するものでございます。続きまして、節12委託料につきましては、先ほど歳入でご説明いたしましたウロの受入れ量の増加に伴いまして、乾燥処理に回す分といたしまして466トン分となる1,050万8,000円を増額しようとするものでございます。また、焼却処理につきましては、古くからあるウロの処理費用といたしまして、当初予算で800トン分の経費を計上してございましたが、今年度分のウロの受入れ量の増加に伴いまして、古い分の処理があまり進んでおりません。そのため、約500トン分となります660万2,000円を減額しようとするものでございます。最後に、節26公課費につきましては、令和3年度分の消費税及び地方消費税の確定申告をしたところ、今年度中に令和4年度分の間納付の義務が生じたところでございますが、約5万円不足することから、5万円分を増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第13号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（安藤 仁君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目となるものでご

ございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもの
でございます。収入、第1款病院事業収益、9億6,237万1,000円に38万8,000円を追加し、9
億6,275万9,000円とし、支出、第1款病院事業費用、12億416万円に149万2,000円を追加し、
12億565万2,000円とするものがございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本
文括弧書き中の「4,527万6,000円」を「4,527万2,000円」に改めるものがございます。収
入、第1款資本的収入、7,979万3,000円から4,000円を減額し、7,978万9,000円とし、支
出、第1款資本的支出、1億2,506万9,000円から8,000円を減額し、1億2,506万1,000円と
するものがございます。

2ページをお開き願います。第4条、債務負担行為の補正は、記載のとおり項目を追
加するものがございます。

第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり2科目について減額
及び増額補正するものがございます。

以下、4ページの以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収
入、第1款病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金の38万8,000円は、地方財政
計画の決定等により各補助金等を精査したものでございます。

次に、支出、第1款病院事業費用、項1医業費用、目1給与費の20万6,000円の増額につ
きましては、職員の通勤手当でございます。

目3経費、光熱水費の159万2,000円の増額につきましては、電気料金の値上がりによる
ものがございます。

続いて、項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費30万6,000円の減額は、令和
3年度に借り入れました企業債の利息を精査したものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金の4,000円
の減額は、令和3年度に借り入れました企業債の元金精査によるものでございます。

支出の第1款資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債償還金の8,000円の減額は、令
和3年度に借り入れました企業債償還金を精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第18、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号

○議長(野村 洋君) 日程第19、議案第14号 令和4年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長補佐(山田 徹君) それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億2,933万5,000円に20万6,000円増額し、支出総額を3億2,954万1,000円にしようとするものでございます。

第3条の債務負担行為につきましては、水道事業会計予算第5条として、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めようとするものでございます。事項として令和5年度水道施設庁舎清掃業務委託に関する債務負担行為、期間として令和4年度から令和5年度、限度額として285万6,000円でございます。

債務負担行為に関する調書は、4ページに記載のとおりとなっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページ目をお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費13万2,000円と目5総係費7万2,000円の増額は、人事院勧告に基づく給料、手当の補正によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第19、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第15号 令和4年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長補佐（山田 徹君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきましては、収入の第1款下水道事業収益並びに支出の第1款下水道事業費用をそれぞれ既決予定額の4億5,207万1,000円から504万4,000円減額し、収入総額並びに支出総額を4億4,702万7,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億2,449万2,000円から支出総額を同額の3億2,449万2,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金472万5,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

同じく目3長期前受金戻入31万9,000円の減額は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として収益化したことにより精査したものです。

次に、支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費607万6,000円の減額は、技術職員1名が今年度は採用に至らなかったことによる人件費の補正です。

同じく目2処理場費200万円の増額は、電気料金の精査によるものです。

5ページに移りまして、目4総係費4万8,000円の増額は、人事院勧告に基づく給料、手当の補正によるものです。

同じく目5減価償却費101万6,000円の減額は、建設事業の資産評価により精査したことによるものです。

6ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出の支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費は、節の手当の補正のほか、事業の執行精査によるもので、増減はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第20、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎時間の延長について

○議長(野村 洋君) お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長いたします。

◎答弁保留の件について

○議長(野村 洋君) それで、ただいま、先ほど松田議員の質問の答弁が戻ってきました。

○総務課長(濱野尚史君) 先ほど松田議員のほうから一般会計で燃料費、それと光熱水費全体でどれくらい上がっているかということのご質問がありましたので、それについてお答えいたします。

まず、燃料費につきましては、今回の補正で914万9,000円、光熱水費については2,829万4,000円の増額で、燃料費と光熱水費を足して3,744万3,000円の増額となっております。

これについては、令和4年度の当初予算の編成時で施設で多く使う燃料として灯油とA重油があるのですが、当初では灯油100円、A重油98円で予算編成しておりましたが、11月の燃料単価で灯油については118円、A重油については116円となっておりますので、それらと今後の使用見込みを勘案して、この補正になったものです。

今後の見込みについては、ウクライナの情勢ですとか、この円相場も結構円安状態が続いたりして、今後どういうふうに推移するかというのは正直分からないところもあるのですが、単純にこの令和5年度の当初予算、今予算編成作業中ですが、これらに近い単価で計算しておりますので、大体一般会計でいくと、この補正、今回した分が燃料費と光熱費、それぞれ増額になるものと予想されます。

以上でございます。

◎日程第21 請願第1号

○議長(野村 洋君) 日程第21、請願第1号 農業生産資材高騰対策対応に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。本件については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

本案について、紹介議員から説明を求めます。

○10番(宮本秀逸君) それでは、若干ご説明申し上げます。

既に前もって配付してございますので、皆様、よく読んでいただいたと思いますけれども、請願の趣旨につきましては、記載しておりますとおり、内容をよくご理解いただいているものと思います。

請願内容でありますけれども、1の酪農・畜産経営安定対策、2の肥料価格高騰対策につきましては、既に国も道も支援対策を発表しているところではありますが、完全ではございません。森町の執行部には、それらの不足部分を支援していただきますよう、改めて要請してまいり所存でございます。

議員諸兄のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

内容については、記載のとおりでございます。

以上です。

○議長(野村 洋君) ただいま紹介議員から説明がありました。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

したがって、請願第1号は、採択することに決定しました。

◎日程第22 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第22、意見書案第1号 国の支援を強め、必要な介護を受けられるように介護保険制度の改善を求める意見書を議題といたします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第22、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第23、意見書案第2号 マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則禁止」を撤回することを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数であります。

よって、日程第23、意見書案第2号は、否決されました。

◎日程第24 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第24、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第25 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第25、休会中の所管事務調査等の申し出を議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして令和4年第1回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和4年第1回森町議会12月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午後 5時04分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年12月6日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員